

且つ禪の吾邦に入りしは、榮西、道元を以てその祖となすにあらず、奈良朝には已に他宗義に附隨して、禪法の道場に入りしものあり、唯時世は佛教の現世的方面のみを消化し、その深遠なる印度哲學的方面を味ふこと能はざりしと、事相天下に盛行し、密教の行者たらずんば世の渴仰を得ざりしにより、閑して行はれざりしのみ、適と武家政治の創立と共に、榮西の臨濟先づ叢澤中の叫となり、以て南都北嶺の舊佛教に反抗し、次て道元の曹洞を傳ふるに及び、天下の武士なるもの、皆期せずしてこの門に趨れり

此の如く禪二宗は、京都朝廷の歸依教たる、天台華嚴諸宗に反抗せしと雖も、幸に鎌倉幕府の擁護によりて、甚だしき迫害を受けざりしなり、之に反し、次て出でたる法然の淨土教は、南都北嶺の舊佛教より

非常の壓抑威迫を受けたり

承元元年二月、圓光大師の源空、七十六歳の高齡を以て土佐に流され、門弟淨閑、澄西、好覺、行空、幸西、善惠、善信親戀は同じく流罪となり、住蓮安樂

外二人は死刑に處せられしが如き、末流の徒檢束を缺き、以て當時の物議に觸れしによると雖も、要するに南北諸寺の爭訟朝議を動かせしに因れり、加之のみならず、禪二宗は南北兩宗と發展の方面を異にせしと雖も、同じく大乘の教義にして、天台眞言中亦禪の相承あり、然るに淨土門は、その判釋上、難易二行を立し、歷劫修行の教を雜行として賤み、聖道一種、今時難證、一由去大聖遙遠、二由理深解微安樂集といひ、釋尊出世の本懷は實に三經にありとし、その他宗に對しては、存あつて興なし、これ殊に

南北諸寺の憤怒を招きし所以

なるべし、淨土往生の説、敢て源空に始りしにはあらざれども、之を集成して一の他力教となせしは、全く彼の力なり、更に教界の形勢上より立説すれば、鎌倉以前の諸宗は、直ちに支那佛教の分派を傳承せしものにして、彼に一派あれば、吾に一宗あり、吾が八宗、實に支那佛教十三宗の系統を傳ふるもの也、これ入唐の吾僧と、入朝の彼僧とが、別門の新義出づる毎に、直ちに之を得て

吾邦に宣布せしによる、然も支那佛教の發展は、六朝より延て唐の中世に及び、陸離たる光彩を放ちしと雖も、唐末藩鎮亂をなすや、九州の地土崩瓦壞し、貞觀、開元の文物蕩然として一掃せらる、これより五代を經、宋の南北朝に至り、纔に禪の五燈あり、故に禪の鎌倉初期に吾邦に入りしは

支那佛教輸入の最後にして

併せて支那文明の輸入せられし最後なり、これまさに日本的佛教發現の時機にあらずや、乃ち淨土二宗の前に出でしと、法華宗の後にしとは、恰もこの運命に應じたるものといふべし

更に當時に於ける佛教發生の分野よりすれば、南都北嶺の佛教は、依然京都朝廷と相資縁して、京洛の地に雄視し、五山の禪刹と淨土の一宗は、新に鎌倉の地に盤踞して幕府をその外護となせり、こゝを以て鎌倉を以てその布教地となせる大士の位地よりすれば、勢ひ先づ禪淨二宗と相争はざるべからず、故に念佛無間地獄抄は、大士が最初に抛ちし挑戰狀たりし也、當時淨土の一門、新興

の氣運に乘じ、燎原の勢を以て六十餘州の人心に放火し、到る處士民の渴仰を得たり、殊に關東に於けるその勢力の中心ともいふべきは、鎌倉光明寺に於ける鎮西派の記主禪師にして、北條經時の招に應じ、仁治の頃來つて鎌倉にあり、又親鸞の見眞大師は、建曆より嘉禎の初まで凡二十五年、化を東國に布き、その門に出でし眞佛上人は、下野專修寺にありて盛に眞俗二諦の法門を張れり、故を以て

淨土往生の説東國に蔓延せしこと

大士の生時を最も盛なりとす、これ大士の殊に念佛宗を罵倒せし所以にして、又淨土宗の更に大に大士を迫害せし所以ならん

大士の次で、禪宗問答抄を作せしは、四個格言を唱へてより二年、正に建長七年、大士三十四歳の時なり、元來この時代に於て禪を敵とするは、恰も鎌倉幕府を敵とするなり、少くも鎌倉武士を敵とするなり、唯禪の諸高僧は、南北諸寺の大衆の如く狹量ならず、随つて大士は禪諸宗より何等の迫害を被らざる如

し、同年又諸宗問答抄の著あり、これ諸宗無得道の旨を明にせるものなり、されども眞言天台諸宗は、京洛に檀越を有すること多きも、關東に大なる勢力を有せず、随つて大士の反抗に對して、何等の痛痒をも感せざるに似たり、要するに大士の事業は

京鎌倉に於ける新舊二教に對する反抗

なり、併せて鎌倉幕府に對する反抗なり、その理由は、大士護持の法華經に對し、尊敬を拂はずといふにあり、然れども大士をして此の如き活動をなさしめたるもの、又當時の佛教が多大なる缺陷ありしに根かすんばあらず

三 大士と新舊諸教との關係

平安朝の末年、南北諸寺の舊佛教は殆んど腐敗の極に達せり、浮靡輕薄なる貴族間の風習は寺門に浸染し、朝廷の崇信大なるに乘じ、寺社共に僧綱の高きを競ひ、寺格を進め、莊園を廣むるを以て策となし、後には私兵を蓄ひ争鬪を事とし、警訴と號して神木を振回はし、上を犯し下を掠め、狼籍到らざる處なし、獨りそれのみならず、新興の念佛宗なるもの、下民の歸依を得ると共に、早くも南北諸寺の惡影響を被り、其教祖源空の死に先つこと十一年、遂に幕府をして念佛僧を禁ずるの已むなきに至らしめたり、吾妻鏡正治二年の條にいふ

五月十二日丙寅、羽林令禁斷念佛僧等給、是令應恩喚云々、然間比企彌四郎奉仰相具之、行向政所橋邊、剝取袈裟燒之、是者如堵、皆不莫不彈指百練抄又いふ

文曆元年七月二日己亥、花山院侍從入道故中納言家經稱念佛上人、集傾城之類、被行過法、仍令却離伴法師、處遺流、餘黨等可追却於洛外之由、被下宣

下

三八〇

聖嘉禎元年、又事あり、吾妻鏡にいふ

七月廿四日……稱念佛者、著黑衣之輩、近年充滿都鄙、橫行所部、宣旨雖及、度々未被對治、重可被宣下之由、可被申、京都云々

又同書、弘長元年、大士伊豆に流されし年にも、念佛僧に對する禁令出づ

令關東諸國神社佛事、薦享不懈、繕治及時、修橋梁掃街衢、禁將士屋舍騷從踰制、僧徒裏頭、往來里巷、念佛僧會集婦女、染病夫孤兒及屍體於路

同月二十九日には、更にその禁令の細條出でたり

二十九日辛酉、天霽、關東御分寺社、殊可興行於神事之由、日來有其沙汰、今日被始行之、

一可修造本社事

(細條略)

一可令如法勵行諸堂年中行事等事

右諸堂之勤恒例有限、而供僧等纔有勤修之名、更無抽誠信之志、被補其職

之跡、雖有法器之清撰、被補其職之後、多用淺薄之代官、以庭弱之手代、勤嚴重之御願、太不可然、禁忌再現所勞之外、用代官事、一切可停止、兼又供料不法未下、相積之由、諸堂有訴訟、云難掌、云寺務之知行、有限之役所、何可逃避應輸之濟物哉、而於引付、雖有其沙汰、猶以不事行歟、殊可有嚴重沙汰之由、重而面可被仰引付、此上有不法雜掌者、隨奉行人注申、可被改易其職

一可令諸堂執務人修造本尊事

右雖神社修理、可有其沙汰矣

一佛事間事

右堂舍供養之人、執恩追善家、不測涯分、多費家產事、於供佛施僧、猶不成民庶黎元之煩、還可招罪根、更非殖善苗、偏是住名聞之故歟、付冥付顯、其何益、自今以後修佛事之人、只專淨信、宣停止過差矣

又關東祇候諸人、家屋之營作、出仕之行粧以下事、可令停止過差之由、被定之云々、此外嚴制數個條也、後藤壹岐前司基政、小野澤左近大夫入道光蓮寺

爲奏行

一念佛者招寄女人以下事

一僧徒裏頭、横行鎌倉中事

(抄録)

元來淨土往生の易道門は、三乗教の歴劫修行を主とせず、又一乗教の即身是佛をも希はず、唯佛を念じて彌陀の攝取を得んとする、他方易行の教なり、故に貴賤賢愚を平等視し、煩瑣なる階級位次を一掃したる利あると共に、動もすれば行檢を缺き、放縱浪漫に流れ易き弊あり、源空の和語燈に論じて

往生は念佛の信否によるべし、更に罪惡の有無にはよるべからざるなり、すでに凡夫の往生をゆるす、なんぞ忘念の有無をさらうべきや

といへる、貴族的諸宗義の反動として見るべきも、猶その所説の餘に突飛なる、その所斷の餘に輕忽なる

誤解を生じ易き幾多の欠點を有せり

源空の生時に於て、已に妄濫の信者を出せる如き、その罪必ずしも教祖にあり

と斷じ難きも、法の弊は即ち教の弊なり、「愚管抄」の

建永の年法然房と云上人ありき、まぢかく京申を住所にて念佛宗を立て、專終念佛と號してたゞ阿彌佛とばかり申べき也、それならぬこと顯密のつとめはなせそと云事を云出し、不可思議の愚癡無智の尼入道によるべし、この事のたゞ繁昌に繁昌してつよおこりつゝ、その中に安樂房とて泰經入道がもとに有ける侍の、入道して專修の行人とて、又住道といひて、六時禮懺は善導和上の行也とて、これを立て、尼ともに歸依渴仰せらるゝ者出きにけり、それらかあまりさへ云はやりて、この行者になりぬれば、女犯をこのむも、魚鳥を食も、阿彌陀佛は少しもつかめ給はず、一向專念に入て、念佛ばかりを信じつれば、一定最後にむかへ給ふそと云て、京田舎ながらこのやうになりける程に、院の小御所の女房、仁和寺の御堂の御母まじめに是を信じて、みうかに安樂なと云いひひせて、このやうとかせて聞人といければ、又ぐいで行向どうれいたち出きなんとして、夜さへといめなとする事出きたりけり、とかく云はかりなく、終に安樂住道願きられにけり

と記せる、獨り憎惡の念に驅られし記述とのみ斷すべからず、要するに大士當時の新舊佛教は、多く潰敗に近きつゝあり、各宗一二の碩徳には、慧定共に秀

で○大○匠○許○多○あり○し○ならん○も、その○多○數○は、禁○令○の○力○を○藉○つて○非○行○を○矯○定○する○程○度○に○墮○落○せり、これ

大士が活動の第一因なるべし

次には大士が對佛教の觀地なり、大士は教法を以て政治と離るべからざる關係あるものと傲せる如し、故にこの點に就て、禪淨土二教の爲す所を喜ばざるは、當然なり、大士の所説は、「立正安國論」に述ぶるが如く、全く法華經を以て國家鎮護の教義となすにあり、即ち嘗つて天台眞言の諸宗が、京都朝廷に對して占めたる位地を、大士は鎌倉幕府に對して占めんとせしものなり、然れども大士の意は、一己の私の爲に爾くいふにあらず、此の如くならざれば國家の災害は掃ひ難く、國士の安穩は保ち難しと信じたればなり、これ

大士が活動の第二因なり

但し彼一生の目的は、正依の法華經を天下に宣布するにあり、彼は法華經を以

て立ち、その位地よりして諸宗を判釋し、且つ法華經護持を以て自己の天職と信せり、法華經第二譬喻品に云、若人、不信、毀謗此經、則斷一切世間佛種、其人命終、入阿鼻獄、具定一切、劫盡更生、如是展轉至無數劫云、これ大士の念佛無間地獄鈔に引用せし所にして、これを以て謗法の罪を問ひしなり、又文永五年、幕府に呈提せし書に云

謹令言上候、抑正月十八日、西戎大蒙古國牒狀到來、日蓮先年集諸經要文勸之、如立正安國論少不違符合、當日蓮聖人一分知未萌故也、然間重而奉驚此由、急止建長寺、壽福寺、極樂寺、多寶寺、淨光明寺、大佛殿等御歸依、不然者、重而又自四方可責來也、速調伏蒙古國人、而令安泰我國給、被彼調伏事、非日蓮不可協、諫臣在國則其國正、爭子在家則其家直、國家安危在政道直否、佛法邪正依經文明教、夫此國神國也、神不稟非禮、天神七代地神五代神々、其外諸天善神等、一乘擁護神明矣、然而以法華經爲食、以正直爲力、法華經云、諸佛救世者住大神通、爲悅衆生故、現無量神力、於於一乘棄捨之國、豈善神不成怒耶、仁王經云、一切聖人去時七難必起矣、彼吳王捨伍子胥詞亡吾

身、桀紂失龍比喪國位、今日本國既吞蒙古國、豈不歎乎、豈不驚乎、日蓮申事無御用者、定後悔可有之、日蓮法華經御使也、經云則如來使、如來所遣行如來事、三世諸佛事者法華經也、此由方々奉驚之、集一所有御評議、可預御報候、所詮拋方祈、召合諸宗於御前、決佛法邪正給、洞底長松未知良匠之誤、關中錦衣未見愚人之失、於三國佛法分別者在殿前、所謂阿闍梨、陳隋、桓武是也、敢而非日蓮私曲、只偏懷大忠故、爲身不申之、爲神爲君爲國爲一切衆生所令言上也、恐恐謹言

文永五年戊辰十月十一日

日蓮 華押

謹上宿屋入道殿

これによれば大士の本願は頗る明白也、又教法と政治との關涉に關しての見地も亦明白なり、然も言詞直率、辭令に嫻はす、その人と爲りを面のあたり觀るが如し、夜光暗投、言者の罪なり、大士は熱烈なる信仰の念と、誠惻なる救世の心を有しながらも、言と人とを擇はす、又その時機に投ずるを知らず、遂にこれを以て敗を取れり、然れども

この短所は同時に又彼の長所也

若し大士にして思索に長じ才藝に通じ、風化を先にして言説を後にし、謙慮にして誇らず、恬退にして競はず、身を處すること恰も南都の諸高僧の如くならしめば、四個格言は出でざるべく、立正安國論出でざるべく、風雨の如き叱咤の聲を有ゆる彼の著作の上に聞き得ざるべく、究竟驚悍猛烈なる彼の面目は現はれざるべく、日蓮大士は一個の凡僧として、鎌倉佛教史に隻字を留むるに過ぎざりしならん、故に彼の自尊、彼の露骨なる文字、その怒罵は、日蓮大士なる特異の教祖を形成するに於て、實は無かるべからざる必須條件也

其傳記

一 日蓮大士の出生

「日蓮今生には貧窮下賤の者と生、海陀羅の家より出たり在波御書とはその自らいふ所なれども、大士の父系は必ずしも賤族にあらず、元祖蓮公薩埵傳續群書類從には、貫名五郎重實、二子を生み、長は天死す、次子重忠五子を生み、伯の名は藤太、次は天死し、仲の名は仲三、叔即ち大士なりと記せり、これ金山抄に我祖の世姓は三國氏、父は遠州の刺史貫名重實が子重忠、母は清原氏なりといふに合す、又新撰長祿寛正記群書類從寛正四年の條に云、

同十八日、非常の大赦オコナハレ、罪科人數多免許セラル、其人數は(中略)今度蒙免許、法花ノ僧日親上人、本國ニ下向セントテ、管領ノ館ニ參リ、今度ノ御恩ヲ謝シ、其次而ニ、法花ノ雖有法門ヲ談シ、男女ヲス、メ、先師日蓮坊ノ行狀ヲ解、伊勢守貞親モ、其座ニオハシケルガ、次テニカノ宗門ノオコリヲ尋ラル、日親申ケルハ、諸宗ヨリヘンシニツノ思ヲナシケルニヤ、其行狀ヲ、元享釋書ニモ不被入、高僧傳ニモ是ナシ、サレバ、善ク其始ヲ不知、故ニ誤多シ、俗姓ハ、藤原關院左大臣冬嗣

公御子、良門ノ二男、兵衛佐利世、其子少納言共良ノ後胤也、共良四代ノ孫、備中守共資、京ヨリ下向シ、始テ遠州村郷に居住ス、共資五代ノ孫、赤佐太郎盛直、其一男ヲ非伊良直、其子重忠、此重忠ノ時、伊勢平氏ニ與力シテ、安房國長狹縣東條片海市川村ニ被配流テ、配所ニテ生スル子、今ノ日蓮上人是也云々

本朝書史第二には、井伊系圖によりて日親の説を辨し



重忠は良直の猶子たらざるやと疑へり、同書は又日蓮上人註書讚卷一の姓を三國氏となせることを否定せしも、金山抄亦三國氏となせば、この説必ずしも非ならざるべし、思ふに大士の血系の貴きと賤しきとは、以て大士の人物と事業とを増損するに足らず、後人の争訟紛々、殆んど無用の辨のみ、大士自ら貧窮下賤のものと稱せり、實に彼の最も世人に記憶せらるゝは

小湊の漁父の子なる一事なり

漁父の子たると、樵夫の子なると、毫も一宗の祖師たるを妨げず、ルートルは、鑛夫の子にあらずや、大士の降生は、恰もルートルのその如く宗教革命の大任を帯びてなり、初め生るゝとき、その母日輪の蓮花に乘し胎内に入ると夢む、生るゝや異香室に満ち、湧泉奔沸、日景棟に映じ、星輝窓に羅すと、薩埵略傳はいへり、時に貞應元年壬午二月十六日、即ち承久の變の翌年なり

大士諱は蓮生、幼名藥王麻呂或は藥王出家して是正とふ是成等に作天福元年、歳十二にして清澄山の眞言寺に修學し、延應元年十八歳にして出家得度す、その師を道善法印といふ、眞言僧なり、仁治三年、歳二十一にして比叡山に登り、止觀の學を修め、並せて各宗の宗義を學び、建長五年その故郷に還へる、大士北嶺にある日、京洛の諸寺を巡り、承陽大師、聖一國師等を訪ひ、後弘長の頃には、吉田兼益に神道の旨を學びしといふ、大士は世の所謂學匠にあらずと雖とも、各宗所依の經論に涉獵して、その大旨に通せしや言を待たず、彼は破邪を先にし顯正を後にし、自宗の判釋、三大秘法の如きは、その晩年の修成に屬すと雖も、破邪折伏の中、自ら自家の立脚地を示さるゝるにあらず、故に叡山の

苦學は、獨り各宗教義の瓊瑾を爬羅揚抉するに止らず、自ら本門建設の基礎をなせるならん、此の如くにして

四個格言の立教開宗成る

建長五年四月二十八日或は三月二日大士清澄寺に於て法華の題目を唱へ、所謂四個格言を説く、四個格言とは即ち念佛無間、禪天魔、眞言亡國、律國賊、諸宗無得道これなり、これ鎌倉期に於ける、新氣運に孕まれたる活動といふと雖も、大士が倔強の意氣と火焰の如き舌頭をかるにあらずは、本門の新義は宣傳せられず、又宗教改革の飛躍は徒爾に終りしならん、彼の宗義、彼の布教、皆彼の人格と相應せり、更にいへば教界の冥暗を照せる新義の宣傳は、全く大士の人格より發せる赫奕の光輝なり

二 新教宣布

三九二

大士が新義を宣傳せる建長五年は、正にその歳三十二、父祖の血を承けたる彼が武士的氣象の、鬱結して更に怒發せし時なり、その電の如き目、火の如き舌、戟手して壇上に立ち、熱烈の信仰を激越の言辭に托し、日を指して自ら誓ひ、卓を擧つて叱咤する時、眼中に王侯なく、鎌倉殿なく、諸宗の高僧なく、波濤去來し風雨横生、殆んと肉躍り骨鳴るの概ありしならん、而して彼によりて最初に驚かされたるは其師道善なり、道善は謹嚴なる眞言僧なり、大士のこれに師事せるはその十二歳の時にして、その出家といひ、叡山修學といひ、恐らく皆彼の指導援助に待ちしもの多かりしならん、師の豫望は、かくして大士の慧定具足せる眞言僧となりて、その法燈を傳承することなり、然るに大士の郷に歸へるや、主として邪法を唱ひ、眞言亡國説を以て師の恩義に酬ふ、道善なるもの、失望の極憤怨之を敵視せしや怪むに足らず、邑主東條景信は念佛者なり、よりて道善と共に大士をその郷より逐ふ、庸人鵠鴻を待つに雞鶩を以てす、逐

は。ず。と。雖。も。自。ら。去。ら。ん、かくして

大士はその故郷を出でたり

大士開宗の年は、佛滅一千七百三十三年、宋の理宗の寶祐元年、蒙古憲宗の三年にして、世祖即位の二十八年前なり、吾朝にては文治二年、鎌倉幕府の開かれしより六十八年後、承久の變を距ること三十四年、幕府の權力既に牢然振くべからざるものとなり、北條時頼父祖の遺業を承け、將軍宗尊親王を陽に戴き、坐して天下に號令せし時なり、更に教界の狀勢をいへば、安元元年圓光大師源空の、淨土宗を開きしより七十九年、念佛の聲正に都鄙に充滿し、鎮西派の記主禪師然阿が、仁治元年鎌倉に入りしより十四年、彼現に淨光明寺にあり、歸依の道俗門前に市をなせり、又元仁元年見眞大師親鸞の、淨土眞宗を開きしより三十年、嘉禎元年北國關東の教化より歸洛して後十九年、その宗風關以東の地を風化し、易行他力の教義、驚くべき勢力を以て民俗の上に行はれつゝあり、加ふるに

幕府歸依の臨濟禪

は、建久二年千光國師榮西の、不立文字見性成佛の法燈を懸けてより、正にこゝに六十年、南北兩寺の舊佛教を厭棄せし人心は、争ふてこの法門に趨り、殊に武家の外護によりて關東の地に盤踞し、その威力八宗の上に立てり、且つ大士開宗の建長五年は、幕府新に大學禪師道隆の爲に、建長寺を建立せし年なり、又同じく幕府の歸依を得たる、曹洞禪の承陽大師道元は、この歳に先たつこと二十六年、安貞元年を以て法燈を北越の地に掲げぬ、正に是れ諸宗迭に興り、諸高僧前後輩出して、奈良平安朝以後、佛教最後の光輝を發せしときなり、大士の立教開宗は、實に此の如き時、此の如き地に於てせらる、その經營の如何に困難にして、その奮闘の如何に激甚なりしか、推想するに難からず、然れどもこの奮闘によりて

大士の生涯は光明の歴史となれり

大士安房を逐はるゝ後、鎌倉松葉谷に住して盛に法華の新義を弘め、文應元年立正安國論を草して執權北條時頼に上る、その意は、「世皆正に背き、人悉く惡に歸す、故に善神國を捨て去り、聖人所を辭して還らず、悲しいかな邪見の徒念佛を信じて法華經を信せず、憐むべし無智の輩五逆謗法の大罪を犯して、未來無間の大城に墮するを知らず、今にして悛改する所なくんば、困難立とこゝろに到らん也、これ經文の明に證する所、その罪は當路者にあり、故に過を改め正に歸らしめざるべからずといふに在り、その書、首に金光明經仁王經大集經「惡師經」の文を引き、更に曰く

夫四經文明、万人誰疑、而盲瞽之輩、迷惑之人、妄信邪說、不辨正教、故天下世上、於諸佛衆經、生捨離之心、無擁護之志、仍善神聖人、捨國去所、是以惡鬼外道、成災致難矣

こゝを以て速に謗法の罪を糺して正經に歸依せざるべからず

若欲先安國土而祈現當者、速回情慮、忿加對治、所以者何、藥師經七難内、五難忽起、二難猶殘、所謂他國侵逼難、自界叛逆難也、大集經三災内、二災

早顯、一災未起、佗方怨賊侵掠國內、此災未露、此難未來、仁王經七難内、六難今盛、一難未現、所謂四方賊來侵國難也、加之國亂時、先鬼神亂、鬼神亂故、万民亂、今就此文具案事情、百鬼早亂、万民多亡、先難是明、後災何疑、若所殘之難、依惡法之科、並起競來者、其何爲也

元寇はこの豫言の適中せしものなり、但しその適中といふは、或は偶中ならんも知れず、唯大士の權勢を懼れず、威武に屈せず、更に俗衆の迫害を念とせず

悍然自信を告白する勇氣

に至つては、各宗教祖中、希に見るの性格なり、此の如くならずんば、この多難の時に際し新義を宣傳し得べからざる也、本門の流布は、全く大士が正法護持の一念、摧折にあふて益々堅貞なるその勇氣によれり
この年八月、念佛の信者等黨をなし、松葉谷の草庵を焼く、翌弘長元年五月十二日、立正安國論の故を以て、大士豆の伊東に流さる、これ

大士初度の流罪なり

時に歳四十、はじめ庄内留津浦に居り、後に室形の地に遷る、同三年二月薩埵傳に赦されて歸り、安永元年郷里に歸展す、日朝の化導記にいふ

或記云、弘長二年三年自伊東赦免あり、翌年爲拜慈父御墓安房國御下あり、其化及八旬給へる老母御座、奉見聖人、觀喜給ふ事無限雖、生死の習なれば受病苦、即死給へり、聖人悲歎の餘り、深く精誠祈念給様、我若遂弘通功、法華遂一閻浮提可令廣布、老母命今度計助給、念誦給ふ處に、老母速に活給へり、平復如故、見聞の輩誠に以て奇異之思畢

大士小湊に母を省する途、念佛者東條景信の爲に、小松原の地に要撃せらる、大士自ら記していふ

結句は法門には協はずして、闘にし候也、念佛者は數千万人、日蓮は唯獨り、方人は一人も無之、今までも生て候は不思議也、今年も十一月十一日に、安房國東條之松原と申大道にして、申酉の時計に、數百人の念佛者に待懸られ

て。但し人十人許にて、物の用に値者は僅に三四人也、射箭は如降雨、打太刀如電、弟子一人は當座に打殺され、二人は大事の手にて候、自身は切られ、打れ、結句は命に及たりしが、如何が候けん打漏されて、今まで生て侍り、彌々法華經の信心こそまさりて候へ

弟子鏡忍、日玉等この時に死し、大士纔に身を以て免れたり、然も

大士の勇氣は毫も挫敗せざる也

但し蓮公大師年譜續群書類従は、東條松原御難を以て弘安元年の事となす、弘安元年は大士身延にある時なり、姑らく普通の説に據る

三 龍口御難

文永五年、蒙古の世祖、奇渥温忽必烈、九州を席卷せる餘威を以て、來つて吾邦に臨み、先づ使を吾に遣はす、時に執權時頼卒してより六年、惟康親王將軍職にあり、時宗執權として父祖の業を承く、この報讎倉に達するや上下震駭す、大士立正安國論の識言一も差はずとして、書を大覺禪師以下十一人に送る、大覺禪師に送るの書にいふ

夫佛闍並軒、法門拒室、佛法繁榮超過身毒支那、僧寶形儀如六通羅漢、雖然於一代諸經、未知勝劣淺深、併同禽獸、忽拋三德釋迦如來、而信他方佛菩薩、是豈非逆路伽耶陀者乎、念佛者無間地獄業、禪宗天魔所爲、真言亡國惡法、律宗國賊妄說云々、爰日蓮去文應元年之比、勸之書、名立正安國論、以宿屋入道奉故最明寺殿、此書所詮、念佛真言禪律等信惡法故、天下災難頻起、剩自他國可被責此國之由勸之、然而去正月十八日牒狀到來、日蓮所勸之少不違令符合、諸寺諸山祈禱威力滅故歟、將又惡法故歟、鎌倉中上下万人、道隆聖

人如佛而仰之、良觀聖人如羅漢而尊之、其外壽福寺、多寶寺、淨光明寺、長樂寺、大佛殿長老等、我慢心充滿、未得謂爲得增上慢大惡人、何蒙古國大兵可令調伏乎、剩日本國中上下万人、悉可成生取、今世亡國、後世必墮無間、日蓮申事無御用者、後悔可有之、此趣鎌倉殿、宿屋入道殿、平左衛門尉殿等令進狀之、寄集一處而可有御評議候、敢而非日蓮私曲之義、唯任經論文處也、具難載紙面、併期對決之時、書不盡言、言不盡心、恐恐謹言

文永五年戊辰十月十一日

日蓮華押

進上建長寺道隆聖人侍者御中

大士の意は、邪法日に興り正法を誹謗す、幕府これを糺明せざるを以て國難生せり、故に蒙古を調伏するの大任は、これを邪宗に任すべからず、法華經の御使たる自身のみ能く之に當るべしといふに在り、然も大士のこの建言をなすや、明に幕府と諸宗の怒を犯すことを知り、唯

一死以てその所信を貫かんとし

この言を上ると同時に、更に弟子信心者等を警告せり、曰く

就大蒙古國簡牒到來、以十一通書狀、方々令申候、定而日蓮弟子檀那流罪死罪一定耳、少莫驚之、方々強言不及申、是併而強毒之故也、日蓮所令庶幾各々可有用心、少莫憶妻子眷族、莫恐權威、今度切生死縛、令達佛果給、鎌倉殿、宿屋入道、平左衛門尉彌藤太、建長寺、壽福寺、極樂寺、多寶寺、淨光明寺、大佛殿、長樂寺己上十個所仍書十一通狀、令諫訴候事、定而可有子細、日蓮所來而、書狀等令披見給、恐恐謹言

文永五年戊辰十月十一日

日蓮華押

弟子檀那中

これ眞に南北諸寺の高僧等が、功名に焦躁して相排擠すると同じからんや、大士は頂天立地特行獨往の人なり、故にその爲す所明々白々、何の遮蔽する所なく、纖毫の微も亦これを暴露す、彼は正直過ぎたり、又露骨極まれり、こゝを以て曲折の辭を用ひず、直ちに胸臆を披擺す、且つ之に次ぐに

勇猛無前の信仰と決心とを以てす

然れども大士當時の位地は、如何せん幕府を動かすに足らず、更に建長寺以下の諸高僧をも動かすに足らず、之に加ふるに假藉なき割撃と暴慢の言辭は、適々彼等の怒を激し、遂に龍口御難の事あり

薩埵略傳に云ふ、文永八年夏六月、關東大に早す、極樂寺の良觀、爲に雨乞の祈を修す、効なし、數日雨らず、大士良觀を嘲つて云、在昔和泉式部、能因法師の輩、猶和歌を以て大雨を降す、今持戒の大僧、得道の上人にして、一席の雲、一行の雨をも降し得ざるは何の故ぞ、此の如くにして争てか往生の願望を達し得んや、如かず早く邪執を轉じて正法に歸するにはと、良觀之を嘲む、時に僧行敏といふものあり、大士を論じて、五刑を具せよといふ、良觀亦陰に之を助く、こゝに於て同秋九月十二日夜、幕議大士を死に措く

龍口御難といふものは是れ也

偶々死を減じて佐渡に流さる、十三日同郡依智に遷り、更に相州に入り、武州に入り、越後國寺泊より航し、同月二十八日を以て佐渡松崎に着き、十一月一日塚原に到る、これ大士第二度の流罪なり、十月十日相摸を發する前一日、大士訣別の書を獄中の日朗に與ふ、有名なる土牢書なるものは是れなり、曰く日蓮は明日佐渡の國へまかるなり、今夜のさむきに付ても、ろうのうちありさま、思やられていたはしくこそ候へ、あはれ法華經一部、色心二法、共にあそばしたる御身なれば、父母六親一切衆生を、たすけ給へき御身也、法華經を餘人のよみ候は、口ばかりことはかりはよめども、心はよまず、心はよめども、身はよまず、色心二法共にあそばされたることは貴く候へ、諸童子以爲給使刀仗不加毒不能害と説れて候へば、別事あるべからず、籠をはし出させ給はい、とくきたり給へ、見たてまつり、見えたてまつらん、

恐恐謹言

文永八年辛未十月九日

日蓮華押

筑後殿

日蓮大士傳

大士嶋にあること三年、文永十一年二月十四日を以て、その罪を赦さる、よりて三月十三日佐渡を發し、二十六日鎌倉に入り、四月八日執權に謁し、五月十二日を以て鎌倉を去り、六月十七日、身延山に入りて之に居る

四 大士の晩年

大士身延に入る年、歳正に五十、これに一字の寺院を創し、在任九年、法門の相承を定め、教相判釋を決し、更に本門の定義を立せり、これ前半生の破邪折伏門に對する、大士の顯正攝受門なり、大士一生の事業、全くこの正法護持にありて、その志六十餘州の生民を濟ふに止らず、月氏漢土一閭淨提之内の一切衆生を濟度せんが爲なり、故に諫曉八幡鈔にいふ

日蓮は去る建長五年癸丑四月二十八日より、同年弘安三年庚辰十二月に至るまで、二十八年の間、又無他事、只南無妙法蓮華經の五字七字を、日本國の一切衆生の口に入れんとはけむはかり也、此れ即ち母が赤子の口に、乳を入れんとしけむ慈悲也

弘安三年は、大士出山の前二年、正に新義修成の機縁こゝに熟し、大垂妙典の流布天下に浴き時なり、越て弘安五年九月八日、身延山を出で、武州荏原郡千束郷の池上に徙り、十月十三日を以て入寂す、其遺文撰時鈔にいふ

外典云、未萌をしるを聖人といふ、内典云、三世を知を聖人といふ、余に三度の高名あり、一には去文應元年七月十六日に、立正安國論を最明寺殿に奏したてまつりし時、宿谷入道に向て云、禪宗と念佛宗とを失ひ給べしと申させ給へ、此事を御用なきならば、此一より事おこりて他國にせめられさせ給ふべし、二には去文永八年九月十二日申の時に、平左衛門尉に向て云、日蓮は日本國の棟梁なり、予を失ふは日本國の柱撞を倒すなり、只今に自界叛逆難とてどうしうちし、他國侵逼難とて此國の人々打殺るのみならず、多くいけどりにせらるべし、建長寺、壽福寺、極樂寺、大佛、長樂寺等の一切の念佛者、禪僧等が寺塔をばやきはらひて、彼等が頭をゆひがはまにてきらすは、日本國必すほろぶべしと申す、第三は去年文永十一年四月八日に、左衛門尉に語て云、王地に生たれば身をば隨られたてまつるやうなれとも、心をは隨へられたてまつるへからず、念佛の無間獄、禪の天魔の所爲なる事疑なし、殊に眞言宗が此國土の大なるわざはひにては候なり、大蒙古を調伏するならば、いよくいそいで此ほろぶべしと申せしかば、頼綱問云、いつころよせ候へ

き、予云、經文にはいつとはみえ候はねとも、天の御氣色怒すなからず、急にみえて候、よも今年はすこし候はしと申たりき、此三大事は日蓮が申たるにはあらず、只偏に釋迦如來の御神、我身に入かはらせ給けるにや、我身なからも悦身にあまる

大士の所願は、現代には國家の厄難を救ひ、當世には民人の菩提を證するにあり、こゝに於てその所説の一半には、對國家對政治上の關涉を有す、これ同じく鎌倉時代の新氣運中に生れたる、禪、淨土二宗とその立脚地を異にし、却て平安佛教奈良佛教に類似せし點多き所以なり、乃ち大士は、教法と政治との一致を固く信せし人なり、又修法の利驗を信せし人なり、正法の奇特を信せし人なり、然もその見地は、全く

護持の經論中より出づ

彼は法華經の示す所に向つて、何の疑猜の念をも扱まざるなり、故にその絶大の信仰力は、終始一穿して渝らず、よく風化を現代に布き得たるなり

其教義

一 正法護持

日蓮大士一生の本願は、實に法華經の弘通にあり、何となれば法華經を措て他に正法なしと信じたればなり、佛陀出世の本願、全くこの一部の妙典に存せりと信じたればなり、又更に自己を以て、この經弘通の天職を有せるものと信じたればなり、故に「佐渡御書」文永九年にいふ

日蓮は聖人にあらざれども、法華經を如説受持すれば聖人の如し、又世間の作法兼て知によつて、注し置こと是不可違、現世に云をく言の違はざらんをもて、後世の疑をなすべからず、日蓮は此關東第一門の棟梁也、日月也、龜鑑也、眼目也、日蓮去時は七難必起べし。

これ仁王經に、聖人去時七難必起の語によりて説けり、その眞言諸宗違目に、日蓮爲日本國人賢父也、聖親也、導師也といへる、「撰時鈔」に、日蓮は當帝の父母、念佛、禪乘、眞言師等が師範なり、又主君也といへる、共にこの

絶大なる信仰に生ぜし自信

なり、こゝを以て大士の眼中よりすれば、法華經を信せざる諸宗の僧徒は、皆邪法の徒なり、謗法者なり、故に「法蓮鈔」には

取詮此大端自他國可亡此國先兆也、禪宗念佛宗等失法華經故也、彼法師原、切頭不捨鎌倉由比濱、國當亡。

といひ、「當世念佛者無間地獄鈔」には

可仰念佛宗龜鑑智者達、爲念佛宗大檀那大名小名、並有德者、多分臨終不如思之由、聞之見之

といひ、更に大聲疾呼、「五性各別と申す、佛教の中の大なる禍と見へたる法相宗を、勝外邪法惡法也と罵り、一切の眞言師を、「法偷の元祖也、盜人の根本也」、又日本國の一切の衆生の目を抜き、神を惑はす邪法と罵り、遂には眞言の善無畏等、禪宗の三階等、淨土宗の善導等は、佛教の獅子の穴より出來せる、蟲の比丘なりと喝破し、暴慢の言を以て

有ゆる各宗の高僧を剖撃し

これをして完膚なからしめたり、大士は正法護持の爲には、殆んど敵に對する武器を擇はず、如何なる悪言をも用捨なくこれを使用せり、これ謗法にあらずと信せしによる、又これ等諸宗を正法にあらずと認めしによる、已に正法にあらずして邪法なり、これを誹謗し排撃すること、決して佛陀の意に反せざればなり、此の如くにして大士は、攝受門を組織する前、先づ四個格言を公にし、各宗の教義に向つて大鐵槌を下せり

二 念佛無間

大士破邪の大劔は、先づ念佛宗の頭上に向へり、これ念佛宗なるものは、當時上下の歸依を得て、その勢力關東の地に彌蔓せるとともに、所説淺近、釋尊一代説法の旨に背き、無智の尼入道を誑惑し、風俗を頽敗すること極めて大なりと信じたればなり、大士の淨土往生説を破する、左の三個の理由あり

- 一、正法の法華經を信せず
 - 二、教主釋尊を捨て、阿彌陀如來を信ず
 - 三、淨土三部經は、衆生誘引の方便教にして、法華の如き無上道にあらず
- 第一に、淨土往生の教は、正法なる法華經を信せざるものなり、これ排斥せざるべからざる最大の最由なり、念佛無間地獄鈔に云

法華經第二譬喻品云、云々、如此文者、信方便念佛、不信眞實法華者、可墮無間地獄也、念佛者云、我等機不及法華經間、不信計也、毀謗する事はなし、何の科に可墮地獄乎、法華宗云、不信條は承伏欺、次に毀謗と云は即不信也、

信は道源功德の母と云へり、菩薩五十二位、十信爲本、十信位、信念爲始、諸惡業煩惱不信爲本

と、淨土門の所説は、歷劫修行、即身成佛の自力教に反し、これを以て末世末法の徒の實證に切ならずとし、只管に佛を念して彌陀の攝取を希求するを本願とす、故に大乘諸典は彼の解せずと爲す所のものなり、これ大士の一喝を免れざる所以、次に阿彌陀佛を信すること亦正法の所爲にあらずとなさる、同書に云ふ

其。上。淨。土。宗。に。は。現。在。の。父。なる。教。主。釋。尊。を。捨。て、他。人。たる。阿。彌。陀。佛。を。信。ず。る。故。に、依。五。逆。罪。之。咎、必。可。墮。無。間。大。城。也。

第三には淨土教を方便門なりと説く、同書又云ふ

淨土三部經者、釋尊一代五時説教の内、第三方便等部の内より出たり、此四卷三部の經は、全非釋尊本意、非三世諸佛出世本懷、只暫衆生誘引方便也、又云ふ

然れば法華の序分無量義經には、四十餘年未顯眞實と説給て、念佛の法門を

打破給、正宗法華經には正直捨方便、但説無上道と宣給て、念佛三昧を捨給ふ

方便部の諸説は、釋尊假より眞に引く手段なり、易より難に入るの方便なり、故に四十餘年の諸説、眞實は一部の法華經に盡く、即ち法華經の前には淨土の三部經なるものの何等の價値なきこと、月前の盤燭に均し、況んやこれを傳承して道を宣せる、善導大師をや、圓光大師をや

貴賤上下皆以撰擇集、思佛法明鏡、道俗男女悉以法然房、仰生身彌陀、雖然恭敬供養者、愚癡迷惑之在俗人、歸依渴仰人、無智放逸之邪見輩也、於權者不用之、賢哲又無隨之

痛罵殆んと骨に入る、念佛者の大士を仇讎視し、到る處迫害を試みたる、寔にその故なしといふべからず、然もその爲す所、佛徒の所爲に類せざるは、その門に迷惑の在俗人、放逸の邪見輩多きを以てなり、法の淺近なるもの解し易く入り易し、故に道根なきもの競ふてその門に集る

法然生時猶行檢を缺く

死んや死後をや、念佛宗の放逸は實に大士の割撃を値する也

三 禪天魔

大士第二の折伏は、その禪宗に對する態度なり、そのこれを破する旨義、又主として法華經を信せざる一事に歸す、禪宗問答鈔にいふ

所證禪の法門と云事は、迦葉一枝の花房を得しより已來、出來せる法門也、抑傳し時の花房は木の花歟、草の花歟、五色の中には何様なる色の花ぞ中界なると委細に可尋之、此花ありのまゝに云出したる禪宗あらば、實に心の一法をも一分得たる者と可知也、設ひ得たりとも、存知するとも、眞實佛意には協ふべからず、何となれば不信法華經故也

大士より觀て、法華經を信せずといふこと、實に法の正邪を裁斷すべき無上の標準なり、如何となれば法華經は、唯一眞實の正法なるが故なり、即ち法華經の信不信は、以て

宗義の正邪を分ち所以

の標準にして、この以外、必ずしも一々問ふ所にあらず、然れども禪に就て、尙數條の疑難あり

- 一、禪は已に佛祖不傳といふ、何の故に月氏の二十八祖、東土の六祖を立するや
- 二、已に佛祖不傳といふ、これ佛祖より傳へずとの意なり、然らば禪は天魔の法門にあらずや
- 三、祖師無用といひ、何の故に達磨大師を祖師として崇敬するや
- 四、修多羅の教無用ならば、何の故に朝夕眞言陀羅尼を誦するや
- 五、次に禪の法門、なにとしても物に著する所を離れよと教たる法門にて有也、さうと云へば其も情也、かうといへば其も情也と、かなたこなたへすへりと、まらぬ法門にて候也、夫を可責様は、他人の情に著したらん計を御沙汰して、己れが情量に著したる所を不知也

その言一々背紫に中るを見る、大士決して批評見に拙なるものにあらず

四 眞言亡國

大士の折伏は、獨り禪、淨土の新宗義に止らず、更に進んで平安朝の舊佛教に向へり、この點に於て大士の殊に破せんとしたるは、慈覺より智證を經、五大院の安然に至りて大成したる、五教五時の判釋なり、即ち顯劣密勝、理同事勝の旨義は、法華經を理秘密教となし、眞言の大日經、金剛頂經、蘇悉地經を事理俱密教とし、これを法華經以上に置きたる、その所説に反對するなり、故に勢ひ法華經金光明經仁王經の三部を、國家鎮護の三部經と崇奉せる、傳教大師を尊崇せざる能はず、撰時鈔にいふ

傳教大師は日本國にして十五年が間、天台眞言等を自見せさせ給、生知の妙悟にて、師なくして悟らせ給しかども、世間の不審をはらさんが爲に、漢土に渡りて天台眞言の二宗を傳給し時、漢土の人々はやう／＼義ありしがとも、我心には法華は眞言に勝れたりとおぼしめし、ゆへに、眞言宗の宗の名字をば削らせ給ひ、天台宗の止觀眞言等かゝせ給、十二年の年分得度者二人をか

せ給、重ねて止觀院に、法華經、金光明經、仁王經の三部を、鎮護國家の三部と定て、宣旨を申下、永代日本國の第一の重寶、神璽寶劍内侍所とわがめさせ給き、叡山第一の座主義眞和尚、第二の座主圓澄大師までは此義相違なし、第三の慈覺大師御入唐ありて、十年が間顯密二道の優劣を、八個の大徳にならひつたふ、又天台宗の人々、廣脩維獨等にならばせ給しかども、彼は密教を以て顯教に優れりと信じ、最澄の天台を道遠、行滿より、禪を行表、憊然より、眞言を順曉より、又梵網戒を道遠より傳ひ、四宗を集成して天台となししは、密藏に通すること深からざる故なりとし、歸朝の後、總持院の講堂を建て、金剛界の大日如來を之に奉じ、大日經の善無畏の疏により、金剛頂經の疏七卷、蘇悉地經の疏七卷をつくり、遂に四宗大成の宗義を忘れて、全然これを

眞言化せしめたり

これ等の疏によれば、各宗教義を判して二種となす、一は顯示教にしてこれを

三乘教といふ、世俗の勝義また圓融せざる故に、二は秘密教にして又これを一乘教といふ、世俗の勝義一體圓融の故に、秘密教中亦二種の法門を説く、一は唯理秘密教にして、華嚴、般若、維摩、法華、涅槃等をいふ、これ等の諸教、但世俗勝義不二を説き、また眞言密印の事を説かざるなり、二を事理俱密教といひ、大日經、金剛頂經、蘇悉地經等を包括す、亦世俗勝義不二を説き、并せて眞言密印の事を説く、これ顯劣密勝、理同事勝の義なり、故に大士の眞言亡國説は、獨り本來の眞言師のみならず、更に

慈覺以下の天台教徒

をも含めり、これ等の徒は、共に法華經の正法たるを知らざる邪見の輩なり、敗行破戒、方袍を著けたる俗人なり、故に曰く
法華經に眞言勝たりと申人は、今生には國をほろぼし、家をうしなひ、後生には阿鼻地獄に入べしとはしりて候、今現證あるべし、日本國と蒙古との合戦に、一切の眞言師の調伏を行ひ候て、日本勝て候ならば、眞言はいみしか

りけりとおもひ候なん、但し承久の合戦に、そこはくの眞言師のいのり候しが、調伏せられ給し權大夫殿はかたせ給、後鳥羽院は隱岐の國へ、御子の天子は佐渡の島へ、調伏しやりまいらせ候ぬ、結句は野千のなきて己が身にをうなるやうに、還着於本人の經文に少もたがはず、叡山の三千人鎌倉にせめられて、一同にしたがひはてぬ

と、世の眞言師の修法の效驗なきを嘲り、更にその反覆を罵倒していふ
今○は○鎌○倉○の○世○さ○か○ん○な○る○ゆ○へ○に○、東○寺○天○台○國○城○七○寺○の○眞○言○師○等○と○、並○に○自○立○
を○わ○す○れ○た○る○法○華○經○の○謗○法○人○と○、關○東○に○お○ち○く○だ○り○て○、頭○を○か○た○ぶ○げ○、膝○を○
か○い○め○て○、や○う○く○に○武○士○の○心○を○と○り○て○、諸○寺○諸○山○の○別○當○と○な○り○、長○吏○と○な○
り○て○王○位○を○失○ひ○し○惡○法○を○と○り○い○た○し○、國○土○安○穩○と○い○の○れ○ば○、將○軍○家○並○に○所○從○
の○侍○已○下○は○、國○土○の○安○穩○な○る○べ○き○事○な○ん○め○り○と○う○ち○お○も○ひ○て○あ○る○ほ○ど○に○、法○
華○經○を○失○ふ○大○禍○の○僧○と○も○を○用○ら○る○れ○ば○、國○定○め○て○ほ○ろ○び○な○ん

これに對して面報せざる眞言師やある、眞成に皮を抉し肉を剝する手段なり

五 律國賊

大士は本門の本尊戒壇を立し、五字の中、萬戒の功德ありとなせり、故に律宗の戒律は、大士より觀て全く無用の小戒なり、獨り無用なるのみならず、五字の妙戒を無視する點に於て寧ろ地獄に墮する所行なり 故に教行證御書には、
「彼の律宗の者どもが破戒なる事、山川の類よりも尙無戒なり、成佛までは思もよらず、人天の生を生べしや」といひ、又今程の律宗忍性が一黨、誰か一戒をも持てる、還隨三途、若は無間地獄にや落んすらん」といへり、忍性とは極樂寺の良觀上人のこと也、元來吾邦の律宗は、奈良朝の鑑真和尚の四分律にはじまり、鎌倉時代に及びて、泉涌寺の正法國師俊昺、戒光寺の曇照律師等、入宋して北京律を傳へ、南京律亦中川の實範上人等により、再造の運に向ひ、嘉禎中には大悲菩薩覺盛、興正菩薩處尊等出で、この宗風益々盛となり、弘長元年、興正菩薩の弟子良觀來つて鎌倉にあり、時頼爲に光泉寺を創して之に居らしめ、尋て武藏守長時極樂寺を修、延て開山となす、これ嘗て請雨の修法効なく、大士

の爲に嘲笑せられし人なり、然れども本朝高僧傳には

池上日蓮屢出惡言、而謗性以爲律國賊、性不介意、及其陷罪、卻爲乞有於平師

と見ゆ、これ元祖蓮公薩埵略傳の

師謂良觀曰、云々、良公作色、下生不快、僧行敏上書、請五刑之罰、良公亦復訴上

すと記せると、正に相反す、元來本朝高僧傳は元享釋書と同じく、大士を傳載せざる書なり、故に以て公平の書といふべからず、姑らく録して疑を存す

大士已に良觀寺の南京律を嘲る、然らば本門の戒壇の義は如何、大士曰く

此法華經の本門の肝心、妙法蓮華經は、三世の諸佛の万行万善の功德を集めて爲五字、此の五字の内に、豈に不納万戒功德乎、但此具足の妙戒は、一度持て後、行者破らんとすれども不破、是を金剛寶器戒とや申けん

又曰く

如是いみじき戒なれば、爾前述門の諸戒は今一分の功德なし、功德無らんに

一日の齋戒も無用也、但此本門の戒の弘らせ給はんには、必ず前代未聞の大

瑞あるべし以上教行証御書

大士已にこの本門の妙戒を持す、これ正法の示す所の萬行萬善の妙戒なり、故に之に反する南北律は、共に無戒破戒に同じとの論結に違す

六 諸宗無得道

各宗の判釋は、或意味にての諸宗無得道也、故に諸宗無得道と唱ふるもの、獨り、大士のみにあらず、唯大士は、曲折の語を用ひず、直截明白、諸宗無得道の旨義を言説して、毫も隱諱する所なきのみ、大士已に念佛、禪、眞言、律諸宗を破せり、これに次て南都の舊佛教を一括して割撃せり、曰く諸宗問答鈔

華嚴、法相、三論、俱舍、成實、律宗等の六宗の法門、いかに花をさかしても、申しやすく返事すべき方は、能々いはせて後、南都の歸伏狀を唯よみきかすべき也、既に六宗の祖師が歸伏の狀をかきて、桓武天皇に奉奏、仍彼歸伏狀を山門に納められぬ、其の外内裏にも被記、諸道の家々にも記し留て今にあり、其より已來、華嚴宗等の六宗の法門、末法の今に至るまで、一度も頭をさし出さず、何ぞ唯今事新しく、捨られたる所の權教無得道の法にをいて、眞實の思をなし、此被仰候そや、不得心とせむべし

大士が南都佛教に對する態度は、これにて明白なり、彼は之を折伏するに殆んど

と言説の要なしとせり

所謂鎧袖一觸して自ら倒るゝのみ

何となれば、一枚の歸伏狀は、各宗任意の自白なればなり、而してこれ等の優劣を根本的に決するは、自ら大士の教相判釋に待たざるべからず、然らば大士の判釋は如何、乞ふこれを次に述べん

七 大士の攝受門

大士の説法は、破邪折伏を先にし、顯正攝受を後にし、その法門の建設は、全く佐渡流罪以後に完成せり、これ大士の如き地位に立ちて、宗義の改革を唱ふるものにおいて、自らなる結果といふべし、彼の活動は、教界の頽唐、宗風の弛解に乗じて起れり、故に先づこの大破綻に向つて、臂を振り舌を掉はざるべからず、こゝに於て新義の宣布は、諸宗の割裂より始め、晩年智徳圓熟の後に於て、法門の施設に完成したるなり、然れども前節に論せし如く、攝受門の建設ありての後の折伏なり、故に大士の折伏は決して根據なき批評見にあらず、漫然たる痛罵にあらず、嫉妬にあらず、猜猜にあらず、その折伏を主とせる時に於て、大體新義の組織は企てられたるなり、その諸宗を罵る説示中にも、士の宗教意見は往々にして言辭の間に寓す、唯全組織の修成と發表とが、佐渡流罪以後に現はれしのみ

大士の教相判釋を知るには、先づその法門の相承を審にせざるべからず、彼の

法門相承とは何ぞ

法華宗に於ける内外兩相承なり、外相承とは天竺支那日本に於て、法華を宗としてこれを宣布せる導師にして、内相承とは法華經の法師品、神力品を宗とする多寶塔中、本門内證眞實の法脈相承なり、前者を一に迹門の相承といひ、後者を本門の相承といふ、その次第を記せば左の如し

- 第一外相承 本師釋迦牟尼佛——迹化藥王菩薩竺天——天台智者大師支那——傳教大師本日本——日蓮大士
- 第二内相承 本師釋迦牟尼佛——本化上行菩薩竺天——日蓮大士

大士の諸宗の高僧中に取り所のものは、天台の智者、傳教兩大師のみ、これ諸宗の高僧中に、法華經を信じこれを崇奉せしもの、この二僧を措て他に存せずと信じたればたり、且つ大士の判釋は主として智者大師の五時八教に據れり、大士曰く

天台の教相を三種被立候中に、根性融不融相の中にて、相待妙絶待妙として二

妙を立、相待妙の下にて又約教約部の法門を釋して、佛法の勝劣を判せられ
 て候に、約教の時は一代教を藏、通、別、圓の四教に分て、付之勝劣を判す
 る時、前三爲藏後一爲妙と判じて、藏、通、別の三教を教藏と嫌ひ、後の一
 教を妙法と被取候へども、猶爾前權教當分の得道を許し、且く華嚴等の佛慧、
 法華の佛慧と齊きを、只今、初後佛慧圓頓義齊等の與の釋を造られ候也、雖
 然約部の時は、一代の教を五時に分て五味に配し、華嚴、阿含、方等、般若、
 法華と立られ、前四味爲藏、後一味爲妙と判じて、春の釋を造られ候也中界
 絶對妙と申は、開會の法門にて候、此時爾前權教とて嫌捨る處の教と、皆法
 華の大海におさめいる、也中界皆法華の大海の不思議の徳、南無妙法蓮華經
 と云、一味にたゞきなしつる間、念佛、戒、眞言、禪とて、別の名言をよひ
 出すべき道理、曾つて無事也諸宗問答妙
 と、三種の教相とは、一に根性の融不融相、二に化導の始終不始終相、三に師
 弟の遠近不遠近相これなり、此の如くにして

法華教を唯一の眞實教と做し

これを本宗の正依の經典と定め、又この經の二十八品中、更に迹門たる前十四
 品を廢し、本門たる後十四品を立つ

法華本門觀心の意を以て、一代聖教を案するに、庵羅果を取て掌中に捧るが
 如し、其の故は、迹門の大教起れば、爾前の大教亡す、本門の大教起れば、
 迹門爾前共に亡す、此は是れ如來所說の聖門、從淺至深して次第に迷を轉ず
 るなり十法界妙

而して本門の正機は末法の始にあり、此の教は正法像法の二時にありては曾て
 なかりし所のもの也、我今末法の始に出現せるは、時國相應の教を廣宣流布せ
 ん爲なりとして、更に曰く

壽量品云、今留在此中界涅槃經云、譬如七子、父母非不平等、然於病者心則
 偏重等云云、以己前明鏡、推知佛意、佛出世非爲靈山八年諸人、爲正像末人
 也、又非爲正像二千人、末法始爲如子者也、云然於病者、指滅後法華經誦

者也、今留在此者、指於此好色香藥、而謂不美者也、地涌千界不出正像者、正法一千年之間小乘權大乘也、機時共無之又云ふ

像法中末、觀音藥王示現南岳天台等、出現以迹門爲面、以本門爲裏、百界千如一念三千盡其義、但論理具、事行南無妙法蓮華經五字、並本門本尊未廣行之、所詮有圓機無圓時故也、今末法初中界地涌菩薩始出現世中界地涌千界教主釋尊初發心弟子也、寂滅道場不來、双林最後不訪、不孝失有之、迹門十四品不來、本門六品立座、但八品之間未還、如是高貴大菩薩、約束三佛受持之、末法初可不出歟、當知此日菩薩現折伏時、成賢王誠責愚王、行攝受時成僧弘持正法以上觀心本尊抄

然らば南岳天台等が、以て裏と爲しし本門の實義とは何ぞ、これ本門壽量品によりて立つる、三大秘法に外ならず、その

第一は本門の本尊なり

三大秘法抄に云、壽量品に建立する所の本尊は、五百塵點劫の當初已來、此土有緣深厚、本有無作之身、教主釋尊是なりと、この本尊は己が心以外に求むべからず、吾人衆生、本來佛體にして、十方法界の主なり、乃ち我等己心釋尊、五百塵點乃至所、顯三身無始古佛也、觀心本尊抄といふも、佛陀過去不滅、未來不生、所化以同體、此即己心三千具足三種世間也、同上といふも、同じくその意にして、常住不滅の本尊は、本來行者心中の三種世間に外ならず、よりて輪圓具足一大曼茶羅を成す、

其本尊爲體、本時娑婆上、寶塔居空、塔中妙法蓮華經左右、釋迦牟尼佛、多寶佛、釋尊脇士上行等四菩薩、文珠、彌勒等四菩薩眷屬居末座、迹化他方大小諸菩薩萬民處大地、如見雲閣月卿、十方諸佛處大地上、表述佛迹土故也、觀

心本尊抄

この曼茶羅に四種あり、法界自爾の曼茶羅、茶山顯現の曼茶羅、道場莊貌の曼茶羅、行者心見の曼茶羅これなり、この本尊は、行者が心を投歸すべき體にして、投歸の方法は、唱題なり、唱題とは即ち三大秘法の

第二本門の題目

南無妙法蓮經を唱ふることなり、迷悟その體唯一心にして、一心即法界なれば、苦樂昇沈は一心の影像に過ぎず、此の一心は即ち妙にして、開けば十界三千無量の妙となる、これ題目所説の義なり、故に大士は、その四信五品鈔に、濁水心なけれども月を浮べて自ら清めり、草木雨を得て自然に花さく、是豈覺の力ならんや、妙法蓮華經の五字は經文に非ず、其義に非ず、唯一部の意のみ、初心の行者其意を知らざれども、而も之を行すれば自然に其意に當る也、といへり、本門の本尊は、心を接する所以にして意に念ず、即ち定也、本門の題目は、慧を研く所以にして口に唱ふ、即ち慧なり、されば身に持して之を整ふべき所以の戒なかるべからず、この戒は即ち本門無作の圓頓戒にして、この戒を受る地は、三大秘法の

第三本門の戒壇

なり、本門無作の戒とは、小乗の五戒、十戒、二百五十戒にあらず、梵網の十重戒、四十八輕戒にあらず、又璣珞經の十不可悔戒にもあらず、唯南無妙法蓮華經の七字是れ也、人唱題して怠らざれば、自然に大小乗一切の戒を具足し、見思、塵砂、無明の三惑、自然に消滅し、般若、解脱、法身の三徳、期せずして成就し、止惡作善の功空しからず、この妙戒を受持すれば、現身既に成佛す、然らば住處即寂光土なるが故に、これを本門戒壇とす、この常寂光は、我一心の法界なりと解了して、隨喜し遊樂するを、無作の戒壇に登るといふなり、大士故に又曰く
此妙戒を受くる者は、現身已に妙覺の位に登れり、住處豈寂光ならざらんや、法妙なるが故に人貴く、人貴きが故に處貴しとは是なり最蓮房書
と、大士の三大秘法の大意、略これに盡く

八 結論

四三四

大士所立の新義は、その自ら言ふ如く、時國相應の教にして、吾邦諸宗中その最後に出でしものなり、故に一面には已前の諸宗を剖撃して遺す所なきも、他の一面には諸宗の宗義中、その可なりと信せるものを攝取せし跡、蓋し覆ふべからず、例せば智者大師の教相判釋に據りし如きは、大士自ら其認むる所なれども、その他に於て、眞言に取り、禪に取り、淨土宗に取りしものあり、即ち四種曼荼羅を説き、且つ修法を重する宗義の如きは、明に密藏の旨を取りしものにして、現身成佛の説の如きは、同じく眞言、及び禪の即身成佛説に出づ、又七字の唱題の如きも、淨土往生説と殆んど擇ぶ所なし、大士の新義は、これ等諸法の一部を取りて、これを

法華經護持に歸入

せしものならずや、而して大士の法門には、實に左の如き特色あり

- 一、最も唯心主義化したる大乘の旨義によりて立てども、天台止觀の深義を離れて、却つて他力教に類似せし痕跡あり
- 二、鎌倉時代の新氣運中に生れたれども、禪の即心即佛を離れて、眞言の即身成佛に近く、随つて現世教なる傾向を生せり
- 三、禪、淨土の、成佛、往生説を離れて、政教一致の舊基に返り、教法の根基を、對政治の關係上に置かんと企てたり

大士所説の此の如き原因は、主として左の事情によるべし

- 第一 大士の最初に學びしものは眞言義なり、最初に就きしは眞言僧なり
- 第二 大士の登山修學せしは叡山にして、大士は十年間この地に經論を研究せり
- 第三 大士は承陽大師、聖一國師に見へしといへり、又吉川派の神道を學びしといふ説あり
- 第四 大士の布教方面は、淨土宗と同じく少數の武士と、多數の庶民階級なり

第五 大士の開宗は、鎌倉幕府全盛の日に於てせらる

これ等皆、大士の法門施設に就て、少からざる影響を與へしものならん、然れども大士の唯一立脚地は、法華經の弘法者たる一事にあり、元來法華經の旨義は、大師以前これを宣傳せしものなきにあらず、傳教大師がこれを國家鎮護の三部經の一となせる如き、即ちこれなり、唯大師の如く、一向專念この經の護持を以て任せしものなきのみ、これ實に大士のよつて立つべき機縁にして、猶禪の、慧滿の統を傳へし道昭、北宗禪の道璠、脩然に得たる傳教、檀林院の義空ありて、然も榮西、道元を待たざるべからざる如く、又天台の、道璠によりて修められるに拘はらず、最澄を待たざるべからざる如く、又眞言の、奉證によりて傳へられしに拘はらず、空海、慈覺を要せし如く、機運會せざれば、善法なりと雖も用られず、弘布時を得ざれば、善導師ありと雖も行はれざる也、大士はその時を得たり、又その法を得たり、然も人と相應じてこの新義を宣傳す、生時具さに酸苦を嘗めしと雖も、死後宗風一扇、その化大に揚れり、教界の機運一昂一低、その關涉する所決して小ならざる也

其人物

一 武士的弘法者

大士は賤族の出にあらず、その父系は正に武門の裔に出づ、然れども世人の面のあたり知る所は、彼の父の房州の漁父たる事なり、猶樓桑村の王孫が、中山靖王の後といふも、蓆を織り履を造る一貧兒たりしが如し、唯名流の子孫は、如何に家門凋零、生理菲薄の日と雖も、尙矜持の心あり、随つて興復の志熾なり、系統を尙び家名を重んずる吾邦の習俗を以てして、大士が少時嬉遊を恣にする時、適々父母かその祖先の盛時を語るを聞かば、豈によくその小さき胸底に波立たせざるなきを得んや、況や武人の血の、その血管中に磅礴たるをや、恐らく彼の少壯時代を通じ、一日として門戸の再興を以て念とするを忘れざりしならん、如何せん大士の生時は、漁民の子の仕途を希ふべき時にあらず、蕞澤中の英雄、直ちに一躍して王侯たるの時にあらず、承久の變後、天下の政權は全く北條氏の手に歸せり、士民はその小康の政治を楽しめり、如何にして徒

手よく一席の地を求めんや、故に當時に於て、唯一の出身地は、唯

拔群なる佛法者たることなり

南都北嶺の全盛時代は過ぎたるにもせよ、僧官の位地は益々高く、莊園は次第に大に、位爵を以てして、權勢を以てして、又富を以てして、南北諸寺の天下に雄視するもの、實に俗人の耳目を動かすに足るなり、近くは鎌倉に禪淨二宗の盛行するや、幕府の執權及その戚族等、各々大利を建立して諸宗の高僧を延き、師父の禮を以てこれを見、天子將軍に屈せざるその膝を屈せり、泰時の明惠上人に於ける、時宗の承陽大師、大覺禪師に於ける、皆是ならざるなし、こゝに於て如海の慈性、生民を救濟するを以て畢生の所願となす、眞實正法の護持者、善導師はもとよりなり、雲霄の志ありて荆棘の中に雌伏する英傑、亦相率ひて佛門に趨らざるを得ず、大士は熱烈なる信仰者なり、眞言法華經の護持者なり、必ずしも功名窠中の人にあらず、然れどもその初一念は、家門復興の志、彼の

出家得道を促がせしにあらず

と斷ずべからず、これありとして以て大士の爲に病むべきにあらず、况や大士の立教開宗は、その三十二歳の時にして、出家得道は十八歳の時なるをや、大士十二歳にして始め清澄山に登る、これ當時の教育法といふと雖も、この時父母已に大士を僧となすに意ありしならん、彼は五人の子の晩出なり、當時の俗多く末子を僧とせり、士君子の家尙然り、況んや大士の賤族を以てして、その登山修學といひ、又出家得道といふ共に出身の一路を佛門に求めしならずといふべからず、已に僧とならざれば則ち已む、一たび剃髮披衣緇流に投ず、武人の血を承けたる大士にして、精進專念、教界に一頭を出さざれば已まざるなり、その剛復囑強なる、大士はまさしく明惠上人の所謂

佛門の大勇者なり

彼は兵を執つて陣頭に奮闘せざりしかども、振臂掉舌衆の前に健闘せり、諸宗

を敵として苦戦せり、更に鎌倉殿に對して箭を放てり、これ大猛の佛徒にあらずや、細流中の最勇者にあらずや、要するに大士は武人の血を承けしのみならず、又鎌倉武士の氣象に浸染せるなるべし、その戦を挑んで敵を擇ばず、進んで退くを知らず、生を輕んじて死を怯れざるが如き、佛者としてよりも寧ろ武人としての勇者なり、闘士也、これに比せば高雄の文覺の如きは、その桀驁に於て勝るも、その誠實に於て足らず、究竟南北諸寺の惡僧中の俊異なるもの、

み
大士の人物は此の如く全然武人的なり、故に各宗義の精秘を綜合して、これを組織的に修成し、又はこれを剖拆して、科學的に批判するは、もとよりその長所にあらず、彼は直情徑行なり、感情的なり、故に火の如く花の如き純情は

化して無比の精信となる

彼は信仰の人なり、然もその信仰たるや、觸るゝもの。凡てを焼き盡す猛火なり、これが爲には鍊鐵も灰となり、頑石も塵となる、彼は冷靜なる理性を有せ

す。又大神通をも有せず、唯この信を以て人に傳へ、妙法の火種を煽して一代人心に放火せるなり、彼は金剛力士の如く大地に立ち、豫言者の如く目を輝かし、獅子の如く吼えたり、此の如き純情純信の弘法者は、本邦高僧傳中に殆んど其の比を見ず、如何となれば彼は武士的佛法者なりしを以てなり

二 大士の自尊

他方教の佛法者は、身自ら道根の深きを承認したる上に教を立つ、その謙虚にして矜らざるは當然也、三乗教は歴劫修行によりて階級を立つ、故にその誇は法臘の高きにあり、絶対の修證を以て自ら處らず、兩部の眞言義即身成佛の義を説くも、所詮は人生上に平等觀を具す、殊に教祖空海の如きは、冲虚にして謙退の人なる如し、不立文字の禪のみ矜持大なりと雖も、尙これ自證上に就ていふのみ、然して吾邦諸宗の高僧中、第一の自尊者を求めば、これを日蓮大士となさざるを得ず。

大士は信を以て立てり、故に自尊ならざるを得ず、思ふに佛教八宗、禪淨を合せて十宗、信なくして立つものあらんや、然らば大士の信とは何ぞ、法華經を無二の妙典と信することなり、佛陀出世の本願、この經一部に盡きたりと信することなり、更に大士自身は、この法の護持者として生れたりと信することなり、此の如く末法の世、機時に相應して世に出現し、正法を弘通するを以て其

の任となす、經文已にこれを豫言す、自己はその豫言に應じて生れたるなり

如何にして自尊せざるを得んや

後五百歳、於閻浮提廣宣流布といふもの、實に大士出世の應なり、千界涌出の時上行菩薩出現すべしとの地誦品の記、豈に虚妄ならんや、地誦の大菩薩上行出世せ給ぬ、結要の大法亦弘らせ給ふべし、日土漢土萬國の一切衆生は、金輪聖王の出現の先兆、優曇華に値つるなるべし、教行証御書大士は實に此の如き使命を齎せるなり、自信は自ら自尊たらざるを得ず、その日蓮爲日本國人賢父也、聖親也、導師也といひ、又日蓮は當帝の父母、念佛禪衆、眞言師等が師範なり、又主君也といひ、或は日蓮は日本國の棟梁なり、手を失ふは日本國の柱礎を倒すなりといふも、漫然たる放言にあらず、又狂氣の沙汰にあらず、この自信より出でたる

當然の結論のみ

若し大士にして法華經の福音を當時に宣傳せずんば邪見の徒跡を絶たず、人々も當路者之に聽かず、愚癡の輩又耳を正法に傾けず抑日蓮は日本國を助けむと深く思へども、日本國の上下万人、一同に國の亡ぶべき故にや、用ひられざる上、度々仇を爲さるれば、力及はず山林に交り候。

かくの如くにして大士遂に身延に引退せり、これによれば彼は法華經によりて一世を救はんとせり、又日本國を助けんとせり、如何となれば自己は正法廣宣の使命を帯びたるものなればなり、この使命實に重し、故に日蓮の身亦重きなり、法華經を離れて、日蓮大なるにあらず、この妙法偏に大なるのみ日蓮はわろき者にて候へども、法華經いかでおろそかにおはすべき、囊はさけれども、つゝめることがね淨し、池きたなければ蓮華淨也、日蓮は日本第一のゑせ者也、こゝろあらん人、これがねをとらんとおぼさは袋をすつるなかれ、蓮を愛せば池をにくむことなかれ、わるくて佛になりたらば、法華經

の力あらはるべし西山殿御返事

大士は絶大の自尊を挾むと雖も、その自尊は法華經の御使たる自尊なり、更にいへば法華經彼をして尊からしむ、法華經を離れて日蓮なきなり、又その自尊なきなり、この書以て大士の純實なる信仰を見るべく、その誠悃を見るべく、又その人格の如何に尊かりしかを見るべし。

三 大士の誠實

大士は信仰の人なり、故に又誠實の人なり、假飾なき真人なり、赤裸々の面目を露出せる人なり、その信する所、志す所、思ふ所、何の遲疑なく之を言ひ、之を行ひ、毫も顧慮せず、又遮蔽せず、彼には委蛇たる態度なく、曲折の言説なし、淺きが如くにして實は高く、愚なるが如くにして實は大なり、天下豈に此の如き快人あらんや、又此の如き信人あらんや、その狂熱といふも、勇猛といふも、皆この一誠心の迸發するところ、神明に感孚せられ、百代に崇敬せらるゝ、決してその故なしとせず、訛以て眞を亂り、僞以て誠を蔽ひ、人心日に混び、道義月に微なる現代の習俗と相照せば、大士の如き人物の現出を希ふの情、油然として中に生ぜざる能はず

大士は博大の學識を有せず、又優絶の才藝なし、有する所は唯火の如き熱狂心と、雪の如き誠實心のみ、學道の徑路、修行の方塗、もと多岐と雖も、要するに信なくんば立たず、然も

信とは誠實の謂なり

神明に孚とせらるゝは誠にあらずや、佛陀に攝せらるゝも亦信にあらずや、誠信二者は、一物にして双名、同質にして異用なり、三教同歸の教も誠にあらずは通せず、一乘止觀の法も信にあざれば達せず、人よく顯幽兩界の理に明に、人天相參の道に深きも、所詮は唯それのみ、彼岸の佛土、中流の寶筏、信は實に利濟の妙契なりと思はずや、こゝに於て大士の偉大なる所以は更に明白なり

四 大士の慈悲

佛○法○者○の○慈○悲○は、拔○苦○得○果○の○上○に○繫○が○る、必○ず○し○も○小○善○小○施○を○作○行○の○上○に○望○ま○
 ざ○る○也。然○れ○ど○も○慈○悲○は、萬○人○の○上○に○も、又○一○人○の○上○に○も○同○じ○く○慈○悲○な○り、猶○
 死○者○に○手○向○く○る○一○杯○の○水○も、名○僧○奇○特○の○三○日○の○雨○も、同○一○功○徳○な○る○が○如○し、大○
 士○は○佛○法○弘○通○者○と○し○て○大○勇○者○た○り○し○と○共○に、父○母○戚○族○乃○至○弟○子○檀○越○生○民○に○對○し○
 て○大○慈○悲○者○な○り、彼○は○猛○烈○な○る○勇○氣○の○底○に、優○婉○な○る○柔○心○を○と○め、「強○き○性○質○
 の○一○側○に○は、敬○す○べ○き○人○情○を○含○め○り、譬○へ○ば○愛○に○活○く○人○性○の○活○泉○が、絶○壁○奇○巖○
 の○中○よ○り○湧○き○出○づ○る○が○如○し、彼○は○眞○實○を○愛○し○虚○偽○を○憎○め○り、故○に○覆○は○ん○と○し○て○
 被○ひ○難○き○至○性○の○流○露○は、洗○鍊○修○成○の○人○格○を○有○す○る○人○よ○り○も、却○て○自○然○兒○な○る○彼○
 の○如○き○人○物○に○於○て○之○を○見○る○な○り、彼○は○怒○る○べ○き○に○怒○る○人○な○り、又○泣○く○べ○き○に○泣○
 く○人○な○り、こゝを○以○て○船○守○彌○三○郎○が

一 飯の恩に泣けり

弟子日朗が土牢の憂苦に泣けり、老母の末期に泣けり、更に大に邪見に誑惑せ
 られつゝある日本國民の爲に、痛哭流涕長大息せり、彼は情を殺さんとする禪
 宗の徒を惡む、何となれば大士自身は純情の人なればなり、情の尊貴を知る人
 なればなり、その人に興へて故師道善房を懷ふ書の如き、人情の至誠至熟至高
 を極めたり、曰く

其○後○な○に○事○も○う○ち○た○え○不○申○承○候、さ○て○は○建○治○の○比、故○道○善○房○聖○人○の○た○め○に、
 二○札○か○き○つ○か○は○し○奉○り○候○を、山○高○き○森○に○て○よ○ま○せ○給○へ○候○よ○し、悅○入○候、た○と○
 へ○ば○根○ふ○か○き○時○は○枝○葉○か○れ○ず、源○に○水○あ○れ○ば○流○か○は○か○ず、火○は○た○き○い○か○い○れ○
 ば○た○え○ぬ、草○木○は○大○地○な○く○し○て○生○長○す○る○事○あ○る○べ○か○ら○ず、日○蓮○法○華○經○の○行○者○
 と○な○り○て、善○惡○に○つ○け○て○日○蓮○房○と○う○た○は○る、此○御○恩、さ○な○が○ら○故○師○道○善○房○の○
 故○に○あ○ら○ず○や、日○蓮○は○草○木○の○如○く、師○匠○は○大○地○の○如○し、彼○地○涌○の○菩○薩○の○上○首○
 四○人○に○ま○し○ま○す、一○名○上○行○乃○至○四○名、安○立○行○菩○薩○云○々、末○法○に○は○上○行○出○世○し○
 給○は○り、安○立○行○菩○薩○も○出○現○せ○さ○せ○給○へ○き○歟、さ○れ○ば○い○ね○は○華○果○成○就○す○れ○ど○も、
 米○の○精○大○地○に○を○さ○ま○る○故○に、ひ○つ○ち○お○ひ○て○二○度○華○成○就○す○る○な○り、日○蓮○法○華○經

をひろむる功德は、必ず道善坊の身に歸すべし、あらたうとたうと、よき弟子をもつとまは、師も佛果にいたり、あしき弟子をたはひぬれば、師弟地獄におつといへり、師弟相違せばなに事も成すべからず、委くは又々申べく候、常にかたりあはせて出離生死し、同心に靈山淨土にてうなづきかたり給へ、經に云、示衆有三毒又現邪見相我弟如是方便度衆生云々、如前々申御心得あるべく候、穴賢々々

弘安元年戊寅卯月日

華押

淨 顯 房

義 淨 房

大士十二歳にして清澄山に登り、二十一歳にして山を下る、この十年間は全く眞言僧道善の指導教誨を受けたり、故に大士よりせば、道善は佛法の接引者なり、道に入る梯航也、大士の活眼一たび法の眞假を看破りて、法華の新義を立せし故に、師弟の間阻隔して通せずと雖も、一日豈にその師恩を忘れんや、弘安元年は大士身延山にある年にして、善道已に即世、大士の鬢上亦漸く種々な

らんとする時なり。多感の士にして、如何ぞ當日を回憶せざるなきを得んや、かゝる時にも彼はその自信を抛たず

師はよき弟子を持って佛果を得たり

と稱するも、師を憶ふの情誼に至つては、豁然として實に掬すべきものあり、大士豈に陰忍峻刻の人ならんや

其餘論

一 滅後の風化

舌頭に火を生せし大士一代の説法は、地上に寂を示してよりその廣宣更に大に、富木、波木井、太田の三檀越、及び曾谷教信等の外護によりて、宗運益々昌隆に向ひ、法弟には日昭、日朗、日興、日向、日頂の六長老、及び十八中老ありて遺教の弘布に随ひ、道場には鎌倉比企ヶ谷の妙本寺、身延山の久遠寺、池上の本門寺、中山の法華經寺等あり、後弘安八年に至り、日興は分れて駿河の大石寺を開き、興門派の祖となり、日朗の門下九人、中に就て日印上人は、師日朗が本迹二門一致の旨に反し、勝劣の義を主張して越後の本成寺を開き、本成寺派の祖となり、又後龜山天皇の弘和中、日什上人ありて京都に妙滿寺を興し、同じ比に日隆上人ありて八品派を開く、後土御門天皇の長享中、日眞上人あり本隆寺を開けり、以上興門派、本成寺派、妙滿寺派、八品派、本隆寺は、皆勝劣の義を主張するものにして

總稱して勝劣派といふ

又日朗上人の門に日像上人あり、龍華尊者と稱せらる、伏見天皇の永仁元年京師に入り、はじめて大士護持の法を京洛の地に弘通す、蓋しこの已前、唱題成佛の宗風、獨り關東の地にのみ盛にして、未だ關以西に及ばざりしなり、攝政經忠の子妙實上人、眞言より出て其門に歸せしより、勅を受けて共に妙顯寺を創す、時に元享元年なり、これを關西に於ける法華宗弘通の始となす、貞和元年、日印上人の弟子日靜上人、又京師に來り、本國寺を鎌倉より遷し、妙實と共に將軍尊氏の歸依を受く、延文中崇光帝勅して、日蓮大士及び日朗、日像兩上人に、菩薩號を賜ふ、妙實上人の法孫には日露、日實兩上人あり、日實上人は妙覺寺を開き、日露上人門下の日實上人は立本寺を開き、又日靜上人の法孫日秀上人は本徳寺を開けり

後龜山天皇の比、身延山に日朝上人あり、大に宗風を四方に布き

日蓮大士の再誕なり

と稱せらる、斯の如くにして俊髦東西に起り、大士の宗風化を八道に傳え、以て延て今日に至れり

二 淨土宗との關係

日蓮大士の一生を通觀するに、ひとり其性格の特異なるのみならず、境遇に於ても亦頗る他の諸宗の諸高僧と殊なるを見る也、この點に於て、二者相憎惡するに拘はらず、却つて淨土宗の法然上人と相類せり、今二者の相通點を擧ぐれば左の如し

- 一、淨土宗は主として南北諸宗に對する反抗者なり、法華宗は主として禪淨二宗に對する反抗者なり
- 二、淨土宗は京都朝廷の禁壓を受け、法華宗は鎌倉幕府の禁壓を受けたり
- 三、淨土宗の教祖法然は、土佐に流罪となり、法華宗の教祖日蓮は、伊豆及び佐渡に流さる
- 四、法然は天台を出で、天台に叛き、日蓮は眞言を出で、眞言及び諸宗に反せり
- 五、日蓮は生時に於て松葉谷の草庵を焼かれ、東條松原に遊撃せられ、法然

は死後に於て大谷の墳墓を發かれんとせり

六、二者の教義は相違せしも、庶民の階級を布教の中心とせると、彼は六字の名號を唱ひ、此は七字の題目を唱ふる、法門施設の簡易なる點に於て相同じ

七、生時には風化大に行はれずして、死後に大發展せる點は相同じ

然れども亦二者の大なる相反の點あり、大士は自ら求めて敵を造り、他を割撃して更にその反撃を受けたるなれども、法然はその態度委曲を極め、自ら争を開かず、且つ七條の起請文をつくりて山門に送れり、これを大士の十一通の挑戰狀を、幕府の有司と五山の徒に送りしに比して、二者の性格及び行運に大なる相違あるを見る、又その迫害といふも、大士は好んで之を求めし形迹あり、然もその敵は、幕府と淨土宗なり、法然は之に反し、その迫害は全く南北諸寺の朝議を動かせしによる、故に山門の徒は主にして、朝廷は従なり、乃ち幕府は大士の舉動の、餘に傍若無人なるを惡みて之を殛罰し、山門は淨土往生説の、痛く諸宗立教の基礎を撼すを以て奮起せり、更にいへば、法華對淨土の敵視は、

全く感情の争にして、淨土對南北諸寺の争は、教義の矛盾に感情を加味せし争なり、故に一は大士の晩年その二者憎惡の情少しく頭みしも、他は法然死後猶衰へず、即世後十五年にして大谷の塔舎は壞たれ、その墳墓は發かれんとしたり、これ等は共にこの二教の相違、及び二教祖の立脚地とその性格の相違に因る也

要するに法華淨土二宗の關東に相争ひしは、二宗の布教方面相同じきと、その宗門の施設相類する點多きを以てなるべし、大士の禪二宗を罵りしと、敢て念佛宗に譲らずと雖も、彼等は決してその諍論に應せざりしを見ても、法淨二宗は恰も双龍玉を争ふ位地にありしを知るべき也、又この二宗、共に信心者多くして智見者少きにも因るべしと考へ得らる

三 教義の一面觀

一面より觀れば大士の法門、及び法然の念佛法は、甚深なる佛教々理を淺薄となし、觀あり、これ形式的佛教に活動を與へ、貴族教を庶民教となし、觀法に偏したるものを純信仰の位地に立戻らしむる上に於て、免れ難き結果ならん、更にいふときは、印度教なる佛教の漸次日本化するに隨ひ、冥想的幽暗の故色を失ひ、明快にして且つ淺近なる色彩を帶ふべきは、教界推移の自然の趨勢なりとも斷じ得べし、乃ち一面にはこの失あれども、他の一面には沈滯を疏通し、偏固を恢弘にし、衰廢せるものに新生命を與へし利益あり、鎌倉時代に興れる法華及び禪、淨土の三宗は、涇渭合し難きも、この同一機運中より出たる潮流なり、要するに時代の要求なるもの、實にこれが源頭の活水なりとして可なり、但しそれは滙して藍色をなせる深淵にあらざらん、如何となればこの時代には、一涸の止水よりも、涓滴の清泉を必要としたればなり、二宗は成意味に於て

涓滴の流なり

汎濫汪洋の江河にあらず、中に就て大士の法門は、同じく鎌倉時代の所産なれども、亦禪淨二宗の弊風に反動せし、思潮界の一變化ともいひ得べし、如何となれば大士の精神は、全然復古的主張なりしを以てなり、見よ彼の政教一致を説ける、修法の奇特を信せる、皆現世教の有する一面にあらずや、一言にして覆へば、大士の新義は、眞言天台の密部に、淨土の往生説を加へしもの、如し、假令教の根本義はかくならざるも、その組織の上にかゝる配色を有せしや明なり、この點實にこの教の特色として記憶せざるべからず、次にはこの教の儀範なり、他の諸宗にありては、讀誦の聲、梵唄の響、清亮幽遠にして、物外の心遣世の情あるも、此宗徒は獨り

大鼓を鼓して喧騒す

この異を樹つる所、又活氣ある所、正に大士の性格に合すともいふべき也

中江藤樹傳

一 吾國最先の陽明學者

一 王學の傳統

學の傳不傳皆命なり、傳ふの遲速あるも亦同じく命なり、曾子の學は子思に傳ふ、然れども関子雋は傳ふる所なし、管晏各々書あり、然れども辭令を好くして諸侯に周游せる子貢は書なし、且つ孔子の學、應神天皇の時を以て吾邦に入るといふも、記に書目ありて、紀にこれなし、これ王仁の論語を貢せしといふと、當時徴するに依據なきを以てならんか、而してこれ等の書あると、推古を以て正據ありとなす、これ實に孔子の死に後ること一千餘年なり、よりて考ふるに、否泰運あり、通塞時あり、物の顯晦預め測るべからず、身毒の遺經吾邦に入ること、又

佛滅一千年の後といふ

且つ隋唐の文學、吾遣唐使の齎し歸る所となるや、元和の元白先づ傳はり、大曆の韓孟は却つて傳はらず、開元の李杜亦然り、これ調高きもの時に入らざるか、抑も亦用舍各々命あるか、共に知るべからざる也、而して最も早く傳へしを程朱の宋學となす

傳ふる所によれば、吾が建久中浮屠俊芾といふ者あり、字は我禪、俗姓藤氏、肥後飽田郡の人なり、その十年海に浮びて宋に入り、翌正治二年、四明の地に遊ぶ、實に寧宗の慶元六年、紫陽の朱子病卒の歳なり、俊芾居ること十二年、法を北峯に嗣ぎ、歸るとき則ち多く儒書を購ひ回へる、その數二百五十卷といふ、彼の歸年は吾の建曆元年、宋の嘉定四年にして、即ち劉焯が四書を刊行せし歳なり、朱子が論孟の註を集成せし、淳熙四年に後るゝこと三十四年、故に彼が篋篋中

新註四書なきを必ずへからず

よしや俊芾これを傳へずとするも、師鍊虎關その元享釋書に序して、周濂溪の事をいふよりせば、これより後百年、宋學世に行はれしこと明けし、故に速傳といふも亦誣ひざるなり、王氏陽明の學に至つては、尙更に速なるものあり、慶長十三年、中江藤樹近江の高嶋に生る、これ王守仁の歿年たる、嘉靖八年より算して正に八十年なり、然も藤樹がはじめて王龍溪語録を讀みしは、その三十三歳の時に當り、陽明の死を距ること百十餘年、虎關准后の宋學を學びし時と、年時に大差なしと雖も、彼にありては其事審ならず、此は則ち明疑ふべからず、故を以て王學は、王氏歿後僅に百十年

日本に其紹述者を得たるなり

これを浮屠の手に托して訓詁を傳ふる者と、豈に同日にして談すべけんや、加ふるに王學吾邦に廣宣せずと雖も、傳者その人を得たり、前に藤樹菴山あり、

後に潜菴、石菴、一齋、中齋あり、皆儒家者流の俊髦なり、殊に藤樹は百世の儀表にして、蕃山亦一代の英才なりと稱せる、共に數百年希に出るの人、王學これによりて光あるといふべし

二 藤樹の生時及び其初年

中江藤樹は後陽成天皇の慶長十三年三月七日を以て、近江國高嶋郡小河村に生れたり、藤樹姓は中江、名は原、字は惟命、通稱興右衛門、藤樹はその號なり、又西江、默軒、頤軒と號す、その生るゝ時は、徳川秀忠征夷大將軍に任せられし慶長十年に後るゝ三年、家康の薨せる元和二年に先たつと八年、正に是れ武を假し文を修め、昌運隆然として興らんとする時なり、案するに近代儒學の祖たる、藤原肅愷窩は藤樹に先たつこと四十七年にして生れ、江村專齋は同じく四十三年にして生れ、林羅山は同じく二十五年、那波活所は十三年、谷時中は十年、小倉三省は四年にして生れたり、又山崎闇齋は藤樹に後ること十年にして生れ、熊澤蕃山は同じく十一年、山鹿素行、木下順菴は同じく十四年、伊藤仁齋は十九年にして生れたり、更にこれを支那史に稽ふるに、この年は明の神宗の萬曆三十六年にして、清の太祖の天命九年に先たつこと九年、東西二邦期するが如く、二百年の沈滯抑塞を振ふて、四海一新鴻業緒に就かんとするの時

なり、況や兵禍日久しく、百物壞亡、紀綱皆地に墮つ、制度の制定と人心の更改とは

學者爲政家兩面の事業たり

故に羅山が幕府の儒臣として、武家法度十九條、廳下諸士法度二十二條を撰する一面に於て、道を講じ學を治め、化を敷き徳を施す先覺なかるべらず、藤樹は恰もこの要求に應じて立てり、傳に云ふ、藤樹童非にして老成者の如く、年甫めて十一、大學の自天子以至於庶人、壹是皆以修身爲本の條を讀み、大に發悟して以爲らく、幸に聖經この土に存せり、聖人豈に學んで至るべからざらんやと、これより銳意して書を講ずるを命となす

藤樹の父吉長、米子侯に仕ひ、父吉次、農に隠れ小川村にあり、祖に先たちて歿す、吉長乃ち孫を從へて伊豫大洲に之く、十五歳の時祖亦歿す、藤樹家を承けて猶大洲に在り、十七歳の時、京師の僧來つて論語を講ず、然れども、大洲の俗、惟武技を重じ、これに従學するものなし、獨り

藤樹のみ日夕往て其講を聽く

僧居ること僅に月餘、去つて他に之く、因つて四書大全を得て之を讀む、而して往々僚友の爲に毀謗せらるるに於て晝は深く之を藏し、夜に至つて始めて卷を開き、覃思研精洙泗に廻回するを以て念となす、この時母老て郷に在り、藤樹人と爲り至孝、暇を請ふてこれを省するもの二度、歸時母を伴ひて大洲に赴かんと欲す、母海を渡つて他邦に之くを欲せず、乃ち獨り大洲に還へる、癸酉の歲元旦、母を懷ふて措かず、感傷して詩を賦す、その作藤樹先生遺稿に出づ

癸酉之元旦、參神事畢、而獨座有鄉思、屈指羈旅既十八年于此矣、偶然憶得阜魚之事、而讀其傳、至樹欲靜而風不止、子欲養而親不待、而三復之、而悔悟昨非焉、於是賦會郇之一絕、以聊言志、非狂費精神於無用、所謂不得其平則鳴者也、故不泥詩法、而只用二十八字而已

羈旅逢春遠耐哀、綿蠻黃鳥止斯梅、樹欲靜兮風不止、來者可追歸去來、

語幾んど理をなさずと雖も、その志は以て窺ふべし、よりに屢々情を陳し、骸骨を乞ふ、侯素と其の人と爲りを奇とし、容さず、誓つて二君に事へざるを以てす、又許さず、藤樹已むを得ず

官を棄て三百文を懐にして出亡す

はじめ志決するや、悉く費を傾けて舊債を清うし、又米若干斛を買ひ、廩に藏してこれを封閉す、その意その年の俸米を還償するに在り、然も餘す所僅に三百文のみ、家に一老奴あり、老て依るなきを慙み、これに二百錢を頒ち與ふ、奴辭謝し、堅く同じく去らんことを要む、藤樹肯せず、強て與へてこれを遣るといふ

藤樹致仕を乞ふの書、三宅万年が蒐録せる藤樹先生雜著中に出づ、今これを左に録出す

今度私御暇の義言上被成下候へと奉願候に付て、傳左殿助右殿御同心被成、種々御意見の段、忝奉存候、此中も如申上、一つには何れも如御存知、二三

年以前より病者に被成候て、次第に人なみの御奉公相つとめがたき體、迷惑に奉存候、一つには古郷の母十年以來ひとり住を仕罷在候、私の外別に母をばぐくみ可申子も無御座、又はよすがに頼可存ほどの親類も無御座候故、四五年以前より漸々飢寒に及ぶ體に御座候間、此地へつれこし可申と奉存、去々々御理り申上むかひ參候處に、もはやとし罷寄又は病者に御座候て、里の内をも自由にありき申事不能成體に御座候、其上女の義に御座候へば、古郷をばなれ遠國へ參る事、たとへうへ死仕候共成申間敷旨申候故、不及是非すて置罷歸候、私義はやしなひ親共に四人迄御座候へども、三人には幼少にてはなれ申、今母一人残り申候、母一人子一人の事に御座候、其上母存生の内も、今八九年の體に御座候條、御暇申請古郷へ罷歸、母存命の間は如何様のわざを成共仕養申し、母相果候は罷歸貴様を頼存めしかへされ被下候は、御奉公仕度覺悟に御座候、此外聊存子細も無御座候、私の義に御座候條、左様には思召間敷候へ共、若右申上處當座のかりことにて、眞實は身上をもかせぎ可申望にて申上かと御推量被成事も御座らんと存、此中も度々申上如く左

機○の○所○存○少○々○に○て○も○御○座○候○は○、立○所○に○天○道○の○冥○爵○を○被○蒙○母○に○二○度○あ○ひ○申○間○敷○
候○、か○様○に○な○び○き○申○所○、御○聞○届○被○成○候○て○不○便○に○思○召○候○は○、能○様○に○御○つ○く○ろ○ひ○
被○成○か○り○こ○と○に○言○上○仕○る○な○ど○、さ○し○め○し○あ○や○ま○り○の○無○御○座○候○様○被○仰○上○、御○
暇○被○下○候○様○に○奉○願○無○他○事○候○

三月五日

右は織部様へ懸御目可申間、私御暇の義申上旨趣を具に小左殿への文に仕書
付候へとの小左殿御指圖に御座候故、此書にて小左殿へ渡申候、定て織部様
へ御上げ候はんと存候、此趣御心得被成、治左殿と御談合なされ、其上様子
能相調申様に随分被入御精可被下候、此度の義に候間偏頼存候、飛脚下し可
申と小左殿へ談合申候へば、無用の由に御座候故、無其儀候、作右様より參
候飛脚、其元にもちと逗留仕等に御座候由に候、何とぞ御才覺被成此飛脚の使
に被仰出を承候様に被成可被下候

三月九日

これ實に一篇の陳情表なり、文○情○絶○世○、情○理○兼○ね○至○る○、藤井懶齋が本朝孝子傳、

この事を録し、題するに贊語を以てして曰く

淡海吹起 陸王儒風 豈翅善身 誨身有忠 爲母頭祿 旋郷色愉 子嗟篤孝
性乎學乎

この歳實に寛永十一年にして、藤樹の歳正に二十七歳

三 王學に入る

藤樹近江に歸へるや、以て生を謀るに由なし、乃ち剩す所の錢百文を以て酒を買ひ、これを農戸に賣り、又佩刀一口を鬻で米數石に換へ、彼此轉貸して薄利を收め、以て母を養ふの資に充つ、村人皆その薄息緩取を喜び、又孝慈に感激し、一人のこれを負ふ者なし、然も晨昏定省の暇、徒を聚め書を講じ、程朱の學を治む、はじめ大學論語を奉じ、後深く孝經を崇信す、乃ち毎朝これを拜誦するを例とせり、藤樹天性至孝、故に孝によりて道に入る也

寛永十七年の冬、藤樹年三十三、王龍溪語録を得て之を讀む、これ彼の姚江派と握手の始なり、次で三十七歳の時に至り、陽明全書を購ふてこれを讀むことを得たり、こゝに於て舊習を洗刷し全く王學の洗禮を受く、その池田某に與ふる書に云ふ

私事深く朱學を信じ、久しく工夫を用申し候得共、入徳の効無覺東御座候て、學術に疑出來、憤り啓け難き折節、天道の恵にや、陽明全書と申書渡り、買

取熟讀仕候得者、拙子疑の如く發明御座候て、憤り啓け、ちと入徳の柵柄手に入申様に覺え、一生の大幸言語同斷、若し此一助御座なく候得者、此生を空く可仕にと難有奉存候

藤樹は慧悟神の如き人なり、恐らく朱學を奉じてその支離に苦しみしならん、陽明亦慧悟神の如き人なり、故にその學亦盤徹止水明鏡の如く、澹として痕跡をとめず、萬碍凡て融會し、物の表裏洞然として明なり、故に

藤樹と王學とは學と人と妙契せり

これを天道の恵と感謝し、二生の大幸言語同斷と歡喜せしも亦宜なり、若し仁齋が、愚頼天之靈、得發明千載不傳之學於語孟二書といひ、徂徠が同じく、藉天之寵靈、暨中年得二公王李之業以讀之といふ如きは、これに比して稍誇張の觀なき能はず、况んや二氏の學は、立言に急にして醇疵相交る、要するに自信餘ありて渾融の力足らざればなり、藤樹は然らず、始より王學に依倣するをいひて、別に自家の見を立す、唯事に應じ境に臨みその説を爲すのみ、故に拾綴

を勉めず、漏縫をなさず、又拘執せず、偏屈せず、尙よく暢達して滯淹せず、幽淵にして險仄ならざるを得、學の妙、人の妙、相合してこの一段の活機を造るなり、これを訓詁を命とするもの、字句の間に得て全篇に失ふものと、實に同じからず

四七四

藤樹は王學の活讀者なり

故に滋澤肢體に通じ、涵泳肺腑に徹す、或は小異同ありと雖も、大意に於て却つて融會するを見る、三宅石菴藤樹先生書簡雜著の首に辯して曰く

先生致知至及び誠意を言ふ者、恐らくはいまだ精詳ならず、余別に説あり、今その略をいはん、世の學者皆致知をよみて知をいたすとし、知至をよみて知いたるとす、固より當れり、唯先生は致知知至を以て渾て知に至るとよむは何ぞや、蓋王説に泥んで然る也、王子の致者至也といふは、大概にこれといふ、字を説くの體なり、其實は致は至と自分辨あり、もし其丁寧を致さば、字彙に此字を訓じて使之至也といふが如くなるべし、方に明かにしてまされ

す、泥む所ありといへども、然るに其良知を談じ及び他事に就て論する所の如きは、却て皆王子致知知至の旨と自相符合せり、大學にいはゆる意は、論語のいはゆる意と自異同あり、蓋意は意のみ、然るに意必固我の意は絶ちて迹なからしむべし、これを誠にするは病根に培ふなり、身心意知の意は、誠にして終あらしむべし、これを絶つは機を息る也、故に王子必實行其溫清奉養之意の云を以て誠意を説り、先生清水に答る書を見れば、いはく、大學の意と論語の意と二義なし、誠は良知の本體意必固我を格して良知の誠に復るを誠意といふと、意必の意を以て誠意を解すれば、病根生機を併せて俱にこれを失ふことあらんとす、正にいはゆる噎ふに因て食を廢る也、たゞその良知の誠に復るといふを以て説を終る、故に前の過自補はれ、此意再び活潑することを得て、方に王子大學と其歸を同しうするのみ、故に先生に在ては、此等の看ありといへども、亦可也、學者の如きは、もし致知の致を識得ずは、恐くは用功下手の第一義を失はん、もし誠意の意を看徹せずは、其弊或は異端邪説の歸とならん、余が此言の妄なるか否やは、學者こふ傳習文録等に就

てこれを正せ、然りとはいへども、王子の書を玩びて精く其文義を解する者は、
 恐くは又これに因て遂に先生を視て王先生の學術を知らざる者と爲ることあ
 らん、余はおもはく是知る也。先生の先生たる所此に在りと、何ぞや、王子
 致知誠意の旨、虚く其文義を解するに於ては、吾人或は精く、先生或はいま
 た精からざらん、これを日用言行の間に考ふるに及びては、先生は能合ひ吾
 人は合ふこと能はざれば、孰をか果して知るとし孰れをか果して知らずとせ
 ん、己に克つと自矯るとは似て非なる者也、誠偽の別あり、余かつて畏友の
 王子矯亭説を述るをきく、いはく矯るを以て名として實は克つことをするは
 可也、克つを以て言として其行は矯ることを爲るは不可也と、旨き哉、昔謝
 師直伊川先生にいへらく、さきに伯淳と易をいへば皆いふ、是にあらずと、
 伊川のいはく、二君易に通ずる者なり、監司易を談して主簿是にあらずとい
 ふ、監司怒らず、主簿敢て言ふ、易に通ずる者にあらずば、能如此ならんや
 と、伯淳は明道先生の字、監司は官長、師直時にこれなり、主簿は屬官、明
 道時にこれなり、伊川陽明の此旨を知らば、先生の先生たる所知りぬべし、

後世の學は小を學びて大を遺る、故にその眞見實論、程王の如くなる者を見
 んと欲するや難し、憾むべしといふ

論じ得て精透といふべし、藤樹の所謂學問とは、吾心の關鍵なり、道を行ふ行
 運なり、空言浮辭にあらず、これを心に體し身に行ひ、人を誨ひ世を導く所以
 のみ、故に曰く

讀書をば第二になされ、心裏の良知をよく御體認、御尤に候、書籍は本吾人
 心性の註解なるよし承候、註解を讀は本經を明らめんためなり、己が良知を
 見はさずして徒に經書を究るは、例令ば本經の文字讀を不知して徒に註解の
 訓詁を講究するがごとし、かくして本經を會得したる人は、古來未曾有の事
 に候、本體を講せずして工夫を勵まむを古人空鑑を煮るといましめられ候小

川仙書

又いふ

文字なき故との御疑、御尤に御座候、師友に相隨ひ惑だに辨へ候得ば、文字
 なくとも不苦候、孔門以前の學者、皆文字すくなく堂にのぼり室に入方其

數を知らず、秦漢以後の學者、文字ひろしといへども、惑を辨ふること淺ければ、凡夫におとれる方その數を知らず、これにて文字なき故との惑ひよく御辨可有之候答早藤子

學問を修學の工夫とせば、主とする所は工夫にありて文字にあらず、故に文字あるとなきとは必ずしも問はず、さらばその工夫とは何ぞや

心法の取入難成候由、定て外心に性を求むるまよひにて候はんと存候、吾人現在の心欲に不動、物に不滯時に溫和慈愛底恭敬懼々底なる心、即ち本心の實體に候、此の性を見付て慎守り、視聽言動、行住坐臥、應事接物、一切の境に對して取失はず、主人公とあがめしたかふを、忠信を主とすると申候、吾人現在如此の心、本心の實體にて候得ども、初學の時は此心の内に習と邪欲と、氣の濁駁渾雜して御座候中然れども此心を以て工夫の種と致し候はでは、空鑑を烹るの誤なる故に、まづ此心を認て主とし、さて鍛鍊の火候を能心得、視聽言動、行住坐臥、茶裏飯裏、應事接物の時に習ひ、氣習情欲の銅鉛を吹ぬきたるが能候、この工夫すなはち自反慎獨にて候答孫村

又いふ

まづ世間の相を看破して、一向に心上の工夫に眼を御着可被成候、さて境に對し事に遇て此心の亂ざる様に可被成候、亂れざるは定るにて候、さて其定たる心にて義理を思慮可被成候、是が格物致知の要旨にて、知定靜安慮得の微意精義にて候、よく識得可被成候、たゞし事の上にて工夫不被成候て、一命發動する處にて體察可被成候

明德をくらくするは五病

習心

好惡の執滯

是非の素定

名利の欲

形氣の便

此等くはしく察していたく治すべし、然らざれば明德を明にせんと欲するとも能はじ、吾人は本樂しき者なり、其苦は皆此病のなすところのみ、故に凝

氷焦火の苦患を免れ、心廣體胖の安樂を受るは、其實まさしく察して治するに、學者よく／＼體察すべし
一理を辨ふればこれを心に體せんことを思ひ、一事を知ればこれを身に行はんことを望むは、道を求むるに親切にして、その人と爲りや重厚なる、徳川時代初期の學者の一般の氣象風尚といふべきものなれども、これ實は

儒者としての眞の意義なり

儒者は後世に所謂學者とは別あり、治と道と岐れて二とならざる時、學と政とは道の兩面なれども、孔子以後道あるもの位を得ず、學あるもの政に與らず、故に儒者は心を攻め身を修むるを以て本とし、教を布き化を行ふを用とせり、仁齋の如きはこの藤樹の心を以て志となすものなれども、時少しく隔りて習俗大に違ひ、辨折を以てその學を飾るの必要を看たり、こゝに於て其學風洽くして、化は則ち及ばず

近江聖人

一 生前の感化

藤樹王學に得たりと雖も、格套に泥まず、勉めて膠柱の見を去り、本心を體認するを以て學問の主持となす、その人と爲り、内朴質誠直にして、禮を執つて温恭讓退なり、智見溢るゝ如しと雖も、よく韬光して發せず、言詞の微尙機鋒を露出することなし、且つ徒を率ゆるに躬自ら是に先んじ、課業を以て人に強えず、故に邑里賢愚となく皆その徳に服し、善に興起せざるなし、旅舎茗肆、客の遺す所のものあれば、必ずこれを闔上に置て、以て遺者の來り取るを俟つ、歴年の後、塵埃盈滿、竟にこれを收用せず、又嘗つて京師に之く、途上輜に乗じて王氏の心學を説き、輜夫をして感動流涕せしむといふ、その徳の人を薫すること概ね此の如し、故に一時

稱して近江聖人といふ

近江聖人の名天下に加はれり、俗に傳ふ、藤樹一夕郊外より還へる、賊數人あり、突として林中より出で路を遮つて曰く、客その囊を解て吾等の酒資に供せよ、藤樹霎時これを熟視し、乃ち錢三百を舉げて授く、賊刀を撫して叱して曰く、客に求むる所豈管これのみならんや、速にその衣と佩ぶる所の刀とを卸せ、若し躊躇せば客の利にあらずと、氣色を壯にして之に迫る、藤樹神色自若、曰く姑らく之を緩ふせよ、吾その授くると授けざると孰れが是なるを慮らん、乃ち瞑目又手するもの少頃、曰く、吾之を慮るに、假令ひ戦て利あらざるも、輕脱して汝等に與ふるの理なし、乞ふ戦はん、且つ曰く、戦ふ者必ず先づ姓名を以て相告ぐ、我は近江の人中江與右衛門なりと、賊大に驚き刀を投して羅拜して曰く、敵郷五尺の童子と雖も

藤樹先生の聖人たるを知らざるものなし

吾黨攘窃を以て活をなすも、豈に聖人を賊することを得んや、願くは先生その無知を憫んで不敬の罪を宥せ、藤樹曰く、人誰か過なからん、過て而も能く改

めば、善これより大なるはなし、乃ち説くに知行合一の理を以てす、賊皆感泣、遂に其黨を率て良民となるといふ、事或は好事家の假托に出づるなきを保せずと雖も、藤樹の時人の爲に欽仰せらるゝ概ねこの類なり
又いふ、藤樹曾つて江戸に來り、一日某街を過ぐ、時に豪俠の徒、黨を結んで大小神祇組と稱するものあり、弱少を助け豪強を凌くと聲言し、市中を横行す、その徒適市樓に飲み、藤樹の來るを望見し、相謂つて曰く、彼は聖人の稱を俗人に得るものなり、彼聖人と雖も吾黨を如何せんや、誠にその面に唾して之を辱めんと、直に來て之に逼り、聲を厲して曰く、咄汝は世の所謂聖人にあらずや、久しく虚名を沾り愚民を惑すと聞く、罪誅を容れずと、戦手して之に向ふ、藤樹徐に姓名を陳し、且曰く、僕閩里に生長し、農を以て家に在り、その少しく字を識るを以て推されて村中童蒙の師となるのみ、安んぞ君の言の若きを得んと

其容貌音吐實に人を動かす者あり

神祇組の徒覺えず節折す、曰く吾黨過てり、願くは先生無禮の罪を宥せ、今より檢束教を門下に受けんと、皆拜して逃る、或はいふ藤樹未だ嘗つて關東の地に入らずと、思ふにこれ又好事家藤樹の名に托し、一場の瑣談を脚色せしに過ぎざるべし、然れども此の如きもの、實にその黨化の大と、名聲の高きとによる也

藤樹の門に熊澤蕃山あり、備前侯光政に仕へて、その信賴を受く、蕃山更にその師藤樹を薦む、こゝに於て侯玉帛禮を具して之を聘す、百微して起たず、よりて其子及諸弟子をして之に仕へしむ、備前侯渴仰益々切、その死を聞くとや、神位を設けて春秋之を親祭すると云

藤樹資性羸弱、三十歳を過ぎて常に二豎の侵す所となる、慶安元年戊子八月二十五日、遂に病を以て家に歿す、享年僅に四十一、その病革るや、几に凭りて端座し、坐に婦女を屏け、門人を延て之に謂つて曰く

吾去る誰か能く斯文に任せん

と、言訖て溘然として逝く、門生文公の家禮を用ひ、遺骸を小川村の東北玉林寺の塋域に葬る、隣里郷黨、皆考妣を喪するが如く、哭泣してその柩を送るといふ、後村民その故宅を修めて祠堂となし、號して徳本堂といふ、香火悠久今に到つて衰へず、世に所謂藤樹書院なるもの即ち是れ也

二 死後の徳聲

享保六年、伊藤東涯藤樹書院を過ぐるの詩あり、曰く、江西書院聞名久、五十年前訓義方、今日始來絃誦地、古藤影掩舊茅堂、一區の地、一楹の宅も、その人已に偉なればその澤後世に流がる、驕主が九華、崇閣の八襲、人涙んで斷礎を留めざると、豈に日を同じふして語るべけんや

藤樹書院は、仁齋の堀川塾、整菴の懷徳書院の如く、その承繼者を得ず、徒に後人俯仰の地となりしと雖も、先賢の徳澤人に入ること深く、その人なしと雖もその神在すが如し、一士人あり、藤樹の故里を過ぎ、その墳墓を吊はんと欲し、路を農夫に問ふ、農夫即ち耒耜を捨て徑ちに趨りて舍に入り、更に服を改めて出づ、士これに跟して行く、既にして其地に到る、農夫拜掃甚だ恭し、士心に之を訝り、因つて問ふて曰く、爾藤樹と何の親故ありて敬禮乃ち爾るや、曰く、藤樹先生を欽仰するもの豈に惟吾のみならんや、閩邑皆しかり、郷黨の父老毎に子弟に語つて曰く、吾邑に父子禮あり、兄弟恩あり、室に忿疾の聲な

く、面に和煦の色あるものは、皆

藤樹先生の遺教に由る也

これ一人として恩に感じ、徳を奉せざるものなき所以なり、豈に惟吾のみならんやと、是に於て士容を更め敬を起して曰く、世稱して近江聖人となす、吾今にして始めて其の虚聲にあらざるを知ると、即ち恭しくその墓に展じ、厚く農夫に謝して去ると云、これ先哲叢談載する所の事實なり

又曰く、藤樹の同里の人、江戸に來つて某家を嗣くものあり、一日客あり、談次近代の儒者に及ぶ、客問うて曰く、中江藤樹は子の里人なり、聞くその學一世に仰望せらると、願くは子によりて其行事の審なるを聞かん、其人容を改めて曰く、藤樹先生は吾先子の師事する所なり、よりて其の平生を悉くせり、實に

近江聖人の名に乖かざるなり

我が出て、此家の後と爲るに及び、先子その十襲する所の、先生の墨蹟一張を以て、我に付し、且つ戒めて曰く、これ我が聖人の手澤なり、爾よく之を藏して汚損すること勿れと、今吾子は先生の徳を慕ふものなり、則ちこれを拜せしむべしと、起て禮服を改め着け、一軸を櫃中より出し、捧持して案上に置き、頂禮跪拜すること、猶佛徒の釋尊に於けるが如し、客はじめて敬を起し以爲らく、藤樹は吠故の一匹夫のみ、然るに士大夫の間に重せらるること此の如し、その道徳世の所謂儒者と靈に同じからざる也、我豈に禮せざるを得んやと、盥嗽再拜して後之を觀ると云ふ

藤樹は一匹夫のみ、門地あるにあらず、位爵あるにあらず、又文詞を以て身を飾るにあらず、學藝を治めて世を益せしにあらず、唯徳その身に餘り、化その郷に溢れ、諄々然として教を布き、道を行へしのみ、而してよく一郷をして善に嚮はしめ、その澤更に後世に及ぶ、偉ならずとせんや、世に抗顔師と稱するもの何ぞ限らん、措詞の妙、講學の精、共に藤樹に軼ぐること遠し、然も志高からず、行純ならず、學百家を兼ね、道九流を抜ぬると雖も、その人は凡俗と

相距る幾許ぞ、藤樹はこれ等の徒と自ら撰を異にす、彼の所長は

學にあらずして徳に在り

故に文詞を後にし躬行を先にし、一言の美あらんよりも一行の善あらんことを望み、これを以て自ら勉め又人を誨ふ、それ野人朴實化し易しといふも、一郷をして悪聲なく愉色あらしむといふこと、殆んど聖人の徳にひとし、これ豈に世の儒者なるものの企て及ぶべきものならんや、後世細井平洲といふものあり、儒を以て米澤に仕へ、化を一國を行ふ、よりて活如來の稱あり、然れども政を以て化を行ふは易く、教を以て化を行ふは難し、生を謀つて治を布くは易く、道を以て人に説くは難し、平洲はその易きものを得たり、藤樹はその難きものを成せり、これ事の輕重相距ること遠く、功の大小亦大に隔つなり、藤樹はこの點に於て、實に

本邦第一等の人物

四九〇
といふことを得べし、蕃山の英才を以て之に師事せるを以てしても、宮脇數母、自ら攀ち難きものあらん

翁問答

一 藤樹の著述

藤樹の著述の已に刊行せられしもの、翁問答五卷、鑑草六卷、孝經啓蒙一卷、論語郷黨翼傳三卷、大學解一卷、中庸解一卷、春風一卷、藤樹遺稿二卷あり、又寫本を以て傳ふるものに、醫書數部あり、その他後人の手に成る藤樹の全集には、岡田秀誠の編纂せる藤樹先生全書、志村、齋藤二人の編纂せる藤樹全書十卷の二種ありて、前者は最も正確の書なるも未だ上梓せられず、後者は明治二十六年の刊行にして、これを得るに難からざるも、善本とは稱し難し、鑑草は寛文九年の版行にして、佛法を斥する爲に草せられしものなるべし、その書は孝道報、守節夫報、不嫉妬報、教子報、慈殘報、仁虐報、淑陸報、癡貧報等を説き、報應の理より道義を説けり、その序に

現在の果を見て過去未來を知るなれば、後生の有様もさこそあはれに、あさまし、前車のくつがへるは、後車の戒なれば、佛道修行の人、よくく鑑

見て用心あるべき事なり

といふを以てせば、その志のある所を知るに足らん、翁問答のことは後節にいふべし

藤樹の醫書、國書解題によれば、醫案、醫方規矩、醫方摘要、金匱要說、神方奇術、小醫南針、日用要方、婦人房中補益論、文錄大乞神經、藥方規矩、橫蘇銀等あり、又藤樹の詩文集は、藤樹先生家集一卷、藤樹餘稿一卷、藤樹文錄一卷、藤樹別集一卷、江西文集一卷ありて、藤樹遺稿二卷は刊本なり、西希顔の序、橘春暉の跋を附す、この他に三宅石菴の輯録し、藤樹先生書翰雜著一卷あり、寫本にて行はる、石龍名は正名、字は實文、又万年と號し、緝明觀瀾の兄なり、懷德書院の祭主たり、程朱學を奉すると雖も、亦餘姚の學風を兼ね學ぶこと、後の竹山、一齋の徒の如し、

二 翁問答

翁問答は、天君逸民と號する假托の人物によりて、藤樹の學問を説けるものにして、その書王學に入らざりし以前に成りしを以て、後その一部を修正せり、全篇孝經によりて説を立て、孝を以て至徳の要道、天下無双の靈寶とせり、慶安三年の刊行本には、門人の序を載せたり、其一節に曰く

師の曰、吾此問答を書せし時、今に比すれば學いまだ精到ならず、且聖道を行はれざるをうれひ末學の弊を救ふに心あり、故に其議論抑揚甚しく、終に圭角の累をまぬかれず、讀者吾本意をさとらすんば、却て或は勝心を助けんか、恐は世に益なうして損あらん

先師嘗曰、問答の中儒佛を論する處のごとき、今これを讀に其理精當を得ざる事を覺ふ

又曰、問答上卷、吾孝經に觸發して筆を下す、故に頗孝字を精弄す、孝理の旨においては敢てたがふ事あらずといへども、今これを選ば又しからじ

又曰、此書志氣あつて世を憤り弊を憂る的人讀ば、或は觸發興起あらんか、心術の精微用功下手の實地のごときは、いまだ委く論じ及ばず

この書既に藤樹が定説にあらず、よりて彼の學問の全體を知ること、固より不能に屬すと雖も、亦朱學に根據を置ける見識とも見るべからず、要するに藤樹が自家の胸臆に發せし見たるには論なく、唯堅説橫論して節制少しく缺き、その晩年の如くに圓熟完好ならざるのみ、乃ちこれによりて藤樹の一面を識ること、亦功なしといふべからず、且つ藤樹の著述中、此の書の如く脈絡貫通せるもの少し、故に姑らく此書によりて、その學問の一斑を窺ひ見るべし

三 究竟孝の一字

「われ人の身のうちに至徳要道といへる天下無双の靈寶あり、このたからを用て、心にまもり身におこなふ要領とする也、此實は、上天道に通し下四海にあきらかなるもの也、しかるゆゑに、此たからをもちひて五倫にまざりぬれば、五倫みな和睦してうらなし、神明につかふまつれば、神明納受したまふ、天下ををさむればてんがたいらかになり、國ををさむれば國をさまり、家を齊れば家とのふ、身にをこなへば身をさまり、心にまもれば心あきらかなり、おしひろむれば、天地のほかにはわたり、とりをさむれば、我心の密にかくる、まことに神妙至極の寶也略このたからをもとめまなぶを儒者の學問といふ、生れながらにして此たからを保合し給ふを聖人と云、かくもんによつて保合してよくまもりおこなふを賢人といふなり、孔子萬世のやみを照さんために、此たからをもとめまなぶ鏡に孝經をつくりたまふといへども、秦の代よりこのかた千八百餘年のあひだ、十人中によくまなび得たる人まれなり」と、孝は百行の本、衆善の

歸なり、藤樹その性の近き所によりて、孝より道により、孝を以て諸道を統ふ、彼の所謂孝は

父慈子孝の孝にあらず

その以上の意義を有す、然らばその意義は如何、曰く、「世俗孝は親につかふる一事となして、淺近の道理なりとおもへり、孔子萬世の心旨をひらかんために、孝徳神妙不測廣大深、深にしてはじめなくをばりなき神道を孝經に發明したまふ、これを約すれば愛敬の二なり、愛敬の至徳は通せざる所なし、親を愛敬するを孝といひ、君を愛敬するを忠といひ、臣を愛敬するを仁といひ、子を愛敬するを慈といひ、兄を愛敬するを悌といひ、弟を愛敬するを惠といひ、夫を愛敬するを順といひ、妻を愛敬するを和といひ、朋友を愛敬するを信といふ、一身を以ていへば、耳目の聰明、四肢の恭重、行住坐臥の法則、皆孝徳愛敬の感通ならざるなし、乃ち人の心身には孝の徳皆具はり、身をはなれて孝なく、孝をはなれ身なし、故にこの道の妙は

全く身を離れざるにあり

此の如く至道廣大なるを以て、何人も之に就くことを得るなり、若し人心本然の體を忘れ、別に向上一路を開かんとすれば、これ妄念なり、異端の教なり、孝の一徳分れて五倫となり、五倫の道は「至誠無息」、方寸のうちにそなはりて、太虚に充塞し、六合を包羅し、上は無始の往古に達し、下は無窮の未來に徹し、生死幽明有無のしやべつなく、道として布滿せざるはなく、道として兼核せざるはなし、更に何れの處にか眞の道、眞の理あらんや
究竟藤樹の要領は孝の一字に歸す、孝とは五倫の道なり、人の人たる道なり、至性已に中に根し、先聖外にその規矩を示す、學んでこれを實にするを學問といふ、實にするとはこれを體實するの謂なり、然らずんば記誦詞章の學に墮つ、記誦の學とは俗儒の學なり

四書五經、そのほか諸子百家の書をのこらすよみおぼえ、文をかき詩をつくり、口耳をかざり、利祿のもとめとのみして、心の驕慢いとふかきを、俗儒

の記誦詞章のがくもんといふなり

四九八

「文字は藝なれば、物おぼえよく生れつきたる人は、たれも習ひしるべければ、文學ある人人にても仁義の徳なきは儒者にあらず、只文藝ある凡夫なり、一文不通の人なりとも、仁徳明らかならば凡夫にあらず、文學なき儒者なり」、然らば如何にして入學の工夫をなすべき

四 學問の心法

儒に記誦の儒あり、眞の儒あり、然らば眞の儒道とは如何の工夫を要すべきか、曰く、「先づ自滿の浮氣名利の欲心をすて、間思雜慮の妄をのぞき明德の心源をすまし、全孝の心法を受用するを、根本第一とす、更に曰く

人心のわたくしを種として、知あるもをろかなるも、自滿の心なきはまれなり、この滿心明德をくらしわざはひをまねくくせものにして、よろづのくらしびも又大かたおこれり、されば易に天道虧盈而益謙、地道變盈而流謙、鬼神害盈而福謙、人道惡盈而好謙、謙尊而光、卑而不可踰、君子之終也といへり中このゆるに溫恭自虛の四字を以て初學心法の第一義とす改正翁問答

又曰く

世間の學問をする人を見るに、學問の實義を知て學問に志す方はまれなり中間に志眞實なる方あれども、よき先覺に親炙なきによつて、道のわが心にある事をわきまへず、徒に先王の法賢及君子の迹を認て道とし、世間の好格套

を善とさだめ、世間の理窟を認めて道理とし、是をもつて心を正しくし身を修むと伎倆をはげむによつて、本來活潑融通の心却てすくみ、自己心裏に固有したる明德の寛裕溫柔くらく、圭角日々にかさみ、次第よくに人と和睦せず、いなものになりぬ、かくあれば、學問の益といふものは、たゞ文藝ばかりなり同上

學問の要三あり、一は觸發なり、二は栽培なり、三は印證なり、皆自己の憤によつて得る所なり、「平生體察の功を用ひずして憤りなくば、二六時中手に巻をすてずとも、其得所の益あるべからず、然らば何の書をか讀むべきか、曰く十三經なり、されども本來易經一部をおしひろめたる十三經なれば、易經をばよく學びたるがよし、然れども易經は簡奧玄妙にして、尋常の人の取入なりかたければ、孝經大學中庸をよき先覺にしたかひて學びたらば、人の明暗によりて遲速ありといふとも、志専らにしてつとめて油断なければ、必眞をなすべし、三書を學んで餘かあらば、次に語孟を學び、又十三經を學ぶべし、學者必ずしも

十三經を讀盡さざるべからず

といふにあらず、十三經成る以前に成徳の人多く、成りし後に成徳の人少なし、學問豈に書を讀むの多寡によらんや、然れども學府以外書を讀むを要せずといふも誤なり、天下豈に無用の書あらんや、況んや先聖前賢後世を啓發せんとして、言を立て教を垂る、これによりて蔽蒙を啓らき明德を明にし得ば多々益々辨すべし、唯博涉を勉めて成徳を後にせば、學問の第一義を失ふ

魯國の君は儒服を着たる人をとめて儒者とあやまり、今の世間の人は儒書をよむ人をとめて儒者とあやまれり、そのあやまるどころの品はかはりたれども、實體をしらざることはおなじまよひなり、文字は藝なれば、物おぼえよく生れつきたる人は、たれも習ひしるべければ、文學ある人にも仁義の徳なきは儒者にあらず、只文藝ある凡夫なり、一文不通の人なりとも、仁義の徳明らかなるは凡夫にあらず、文學なき儒者なり、此理は分明なれども、いづれの時よりかあやまり來りけん、只儒書をよむばかりを學問とおもひ、文

學ある人を儒者ともてなせり

藤樹が學問の要領、これ等の諸説にて明かなり、これを仁齋に比して前儒を誣証せざるを異とし、又説て物に緊着せず、即離自在、渾融して碍ふる所なきを異とすべし、且つ藤樹には考證の一面なし、微を開き玄を討し、或は眞假純駁を辨ふること、一切省して問はず、譬へば心鏡一團、來りて影を投ずるものは皆我物なりといふが如し、故に曰く、「達觀は事の有無に泥まず、唯理の是非を見るのみと、彼は實に達觀したる人なり」

餘 録

一 格言の一

學者の徳に入り難きは、たゞ信の篤からざるなり、もし神舍裏面に一毫の擾雜あれば、すでに信にあらず、よく水止れば月現じ、心静なれば道存す、間思雜慮石を投げ、邪念妄想塊を崩して、この本心の水を擾亂することなかれ、その工夫は時に自ら定むるのみ、いはゆる存養は靜時の省察、省察は動時の存養、本體即工夫、工夫即本體なりき透戸田子

われに昧からぬ心あり、明德といひ、良知ともよべり、これ赤子の誠にて、聖人の本也、たゞ此心に打任せて意なく必なければ、かゝる人順境も自在逆境も自由にて、その樂み眞に樂し附中川氏序

先止と中との二言を答歸とし、吾心の本體を慎思明辨し、常にこれを用ひて主人公とさだめ、無事の時はこの天則を以て意念の伏藏を搜尋退治して、鑑空衡平の體段にかへり、有事の時はこの天則を以て境にひかれて發見する意念を省

察克治して坦蕩々の體段にかへり、無事有事に意念を省察克治して本體を存養し、常に中和にはなれざるを、格致の要領とす日用工程

後生の事一大事におぼしめし候旨、御尤に候、後生一大事なれば、今生はなを
く。一。大事にて御座候、いかんとなれば、今生の心まよひなれば、後生かならず
悪趣に墮する理ある故にて候、中界あしたのうべをはかりがたき浮世にて御
座候へば、心の中の如來を拜したまはん事、何より以て大切なる事に御座候 答
中川直良母

陰陽超脱の見を徹底し中庸に離れざるやうに可被成事第一儀にて候與熊澤子
喜怒哀樂未發の時、當下具定の良知を觀察して、この心を不失様に受用せられ、
さて應事接物の時この心を失はんとせば、何のすくみ有て如此なるぞとよく自
反して、情欲の習染か氣質の偏かを尋究て、その曲者をしたがへて退治の工夫
を勵候へば、取入日日にはか行ものにて候答山田子
此生難得、此道難聞、二難の時節可默止は沙汰の限に候與吉田子
奈良茶の味よく御のみこみ被成候旨、左候はば心法の理味もよく御のみこみ被

成候はんと珍重に存候、かく申はたゞ一笑になるべきのみにも有まじく候、何
につけても第一等の事と願ふにて候答淵宗誠

境界の安樂は俗樂にて御座候、君子安樂の本體は、吾人方寸の内にある常住不
變のものにて御座候、雲行雨施雷電震動の時も、白日青天は少も變る所は無御
座候、人々心裏の白日青天、安樂の本體にて候へば、いづれの境界にて喜怒哀
樂する時も、中庸の本體は變りなきものにて候答中西常憐
達者より見れば、堯舜の御代には學術なくとも有べし、末代昏く迷へる世に、
學術なくてかなはざる御事に候答一尾

中庸に喜怒哀樂未發謂之中一句、無事の時に知止の工程を指點す答中村兵
怵惕惻隱は無機の發動なり、仁の本體にあらず、故に端とす、怵惕惻隱の發動
は純一無雜の心に本づく、純一無雜の心仁の本體なり全上
善惡二念の事、愛敬中和の本心を善とす、愛敬中和と離背を惡とす、こゝろ愛
敬中和に背く時は、一旦こゝろ樂き様に覺れども、其心逆境或紛亂鬧熱の境に
あへば、苦痛はなはだしきものなれば、これを樂苦と名づけて樂にて苦なり、

愛敬中和に心を止めてはなれざれば、順境に無事はもとより樂み、逆境閑熱にも又樂むものにて候故に、君子は坦蕩々と孔子も發明し玉ふ答如叔

本體にくらきは、外欲の意念淨く盡きざる故にて候全上

外物にひかれ候も、答は我心にありて、外物に答は無御坐候全上

自反慎獨の工夫は心のすくみをとろかしすて、いかにもひろくとして天地萬

物をいれてつかへざる本體を不失様に仕候が專一にて候全上

世間の人は吾心のたて様に因て魔ともなり、または父兄師友ともなるものにて

候全上

薬方に替は無御座候へ共、病者の信と不信にて其驗各別なるものにて御座候、

薬方を御とがめなく、自己の信たらざることを御とがめ候は、次第に病痛除

可申候答垂非子

何と工夫被成御覽候ても不成は天命かの義、大なる心得そこなひにて候、それ

は盜をし謀判をして頭を切る時天命不及是非などいふと同事に候、工夫して

ならぬ天命は無御座候、其工夫のしやうめしきと思召候答岡村子

眞志立不申内は、工夫手に入がたきものに候、四書を御讀なき故にても無御座候、只人間世のつもり合點不參、眞志不立故にて候、四書を讀五經を究むるも、皆人間萬事のつもり天道の本然性の端的などをよく辨へて、眞志を立明德を明にせんためにて候全上

外のねがひをまつたく放下して、方寸の亂れざるやうに御受用專一に候、其邊

名譽驕狐多く有之由、御ばかされなきやう御用心尤に候、帝舜四言の心法、彼

狐にばかされざる無上護身法にて候全上

ひかし枯木を三年拜し候へば、花咲たると申傳候、是は枯木の靈にては無御座

候、信心の靈妙にて、花咲申にて候全上

二 格言の二

五〇八

反顧乎外求於人之心、先將全體精神、照察自己腔子裏、而無毫髮之滲漏之謂自反反顧國領子說

獨字之義有多端焉、萬物一原、故謂之獨、其尊無對、故謂之獨、大虛寥廓更無別物、而三才一貫、故謂之獨、在我則自己一人之所知、而人所不知、故謂之獨、貌言視聽視、接物應事、一於此、而無別路、無別事、故謂之獨、卓然獨立而無所倚、故謂之獨、由己不由人、故謂之獨、自然而無所學習、故謂之獨、純粹而無所雜、故謂之獨、眞實而不二不三、故謂之獨、以萬物爲一體、故謂之獨、愛敬不問物我、而無二心、故謂之獨、動靜語默、喜怒哀樂、一樣景象而無以異、故謂之獨、生死不息聖凡一體、故謂之獨、貧富貴賤禍福利害、毀譽得喪處之一、故謂之獨也全上

天命之謂性、性之實體、有玄妙不測之神靈、而無聲無臭、有中和無偏之至德、無意無習、生民之大本、學問之靈樞也送森村子序

世味本惟淡、甘辛由莖成、正心無氣累、玉食是藜羹偶成

獄外在獄納世界、名利傲意其四壁、哀哉世間多少人、拘繫這裡長戚々全上

山鹿素行傳

一 朱子學と古學との關係

吾邦の學者、前人に依倣せず別に一家の見をなす者、伊藤仁齋と山鹿素行とあり、二者の説く所少異ありと雖も、その古學を標榜して宋儒の見を破するや一なり、而して共に曾て宋儒の學を學びしものなること亦一なり、これよりさき中江藤樹ありて王陽明の學を尙ぶ、又曾て一たび程朱の説を信奉せしなり、程朱の學、前後數人の謀叛人を出たせり、これ學の弊か、抑も亦時世の變か、案ずるに吾邦の儒學は、足利氏の季世に於て、程朱の新註によりて再興の運を啓らけり、漢の高祖一たび豊沛に起てば、天下の將相皆その故人門生ならざるなく、尾州中村の産、筑阿彌の子、一躍して關白の要位に陞れば、郷黨の備夫賈人皆居然一城の主と稱せざるなし、故に

徳川初世の學問は悉く程朱の學問なり

獨り羅山、丈山、活所、ト幽の徒の、惺窩門に學びしものが濼洛の學風を奉し、のみならず、天下風を聞て起つもの、皆又悉く程朱の新註に嚮はざるものなきに到る、これ自らの趨向なり、且つ當時の學問なるものは、一經直ちに百行の準となり、訓詁の異同、註疏の新舊、必ずしもこれを省せず、その師程朱の説を唱ふれば、門弟子亦これを承けて奉するのみ、豈に一違言を挾む餘地あらんや、然れども文化洽く及び、語孟及び諸經籍等、人毎に讀み戸毎に誦するに到り、儘學深く識高きものありて、文義を攻究し學源を尋討し、幽旨を闡て精微を拆するに遇へば、勢ひ疑難この間に生ぜざる能はず、何となれば當時の程朱學は、究めて後に信せしにあらずして、信じて後に究めしものなればなり、その疑難又二あり、一は朱學支離、道の要を得ずとの疑ひなり、藤樹の朱子學を捨て、陽明學に入りしは是れ也、二は

宋儒の見は孔子の意を得たるものにあらず

との疑ひなり、仁齋、素行の古學を唱へしはこの故のみ、仁齋、素行の見は、果してその自ら信ずる如く、千古の蔽蒙を發して洙泗の始源に遡洄せしものなりや否や、孔子の學問正傳してこれ等二子の上にありや否や、實は俄に信すべからずと雖も、人已に多少の讀書眼ありて、師説に拘執せず、又成見を主持せず、平心に孔子の書と、二程全書、朱子集註語錄等の書とを比較せば、其間に明に鴻溝の劃破せられしを知り得べし、これ決して何等の大發見にもあらず、又その資の等倫に超絶したる證ともならず、いはば學者當然の見解なり、然も多數の學者が、悉く仁齋、素行たること能はざりしものは、舊習侵染、容易にこれを洗刷し難きと、又程朱を以て語孟を解すること、猶仁齋の孟子を以て論語を解する如く、これを以て

學問の要緊周孔の正傳

と信せしに因るのみ、孟荀は孟荀の地歩あり、周張程朱又周張程朱の地歩あり、陸然り、王亦然り、彼等共に前人の築ける基趾の上に、各々一楹一屋を構ふるものなり、檐角の横に聳え、堂尖の高く出づる、又各々時と性と學とによる、豈に必ずしも其貌を周孔にし、其衣冠を商周にするを以て、儒者の眞面目となすべきならんや、故に仁齋、素行二子に、偉なりとすべきものあらばそは他の點にあるべし、二千年の蔽蒙を發して、先聖不傳の學系を承けりとなし、これを以て二子の活潑に歸せんとせば誤る、水の西に之き東に之き、山の北に走り南に走る、亦各々の性なり、朱子學を唱ふる者、陽明學を唱ふる者、これを割裂する者、彼と此と兩つながら可とするもの、皆各々操る所ありて然り、今何れを可とし何れを不可とせんや

時に趨向あり人に好悪あり

こゝに於て門戸の見生ず、又同異の辨生ず、これが是非を分つは吾人の志にあらず、唯かくの如くにして古學派なる者は、思想界の一反動としての産物なる

ことを知れば足るなり

朱子派の新註に對して古學派興る、然れども實をいへば古學派なるものは朱子派の古學に對する新義なり、古學といふは標榜のみ、凡そ孔子を祖として儒教を宣布する者、誰か一人として洙泗の源頭に遡ると言はざるものあらんや、この意味に於て有ゆる學派皆古學なり、獨り仁齋と素行とのみならず、而して殊に古學を名とすること、仁齋に在つては荀楊以下の説を取らず、素行にあつては思孟以下の説を取らず、直にその學を以て孔子に親藉するといふに在り、よりて漢唐諸家の註疏、宋明の道學諸子と相分つなり、一格を創するものは吾より古を作す、二家のこれを以て其學に名づくること、決して當らずとせず、然もその古學の如何なるものかを知らんには、先づ

兄弟行なる二家學說の差異と淵源とを

究めざるべからず

何となればこの二家は、同氣運中に生れ、同じく古學を標榜し、同じく宋儒の

見を破し、時世より見て同じくその反抗者たる觀ありしも、一成一敗、一隱一現、その運命の均しからざること、正に反觀の妙あり、これその人の性行と境遇との関係のみならず、亦一にその學說に由來する所なきにあらざればなり、然らばその學說の相違は如何、乞ふこれを次節に説かん

二 語孟古義と聖教要録との前後

仁齋と素行との學說を比較する前、先つその前後を決すべきは當然の順序なり、然れども二家の前後に就ては、古來より衆說紛々決し難く、人毎に多くその説を異にせり、今素行を前とするもの、説によれば、仁齋寛文三年を以て、論孟古義、中庸發揮等の書を草定すといふも、これ古學先生行狀によるのみ、その書刊行して世に頒ちしにあらず、之に反し素行の聖教要録は寛文六年を以て刊行せり、この故に素行を前とすべしといふに在り、その他松宮觀山の學論卷上に云、有甚五左衛門山鹿子者、出自我先師之門、而成一家、著聖教要録、粹行于世、非陸也、非朱也、此方破宋學者、素行子其嚆矢也、世人皆以原佐伊藤子爲破理學之魁、不知素行子在其前也、澁井太室の讀書會意卷中亦云、伊藤氏之徒、勳輒曰、仁齋之看破宋儒、在徂徠之前、予聞山鹿高以先伊藤不善宋儒と、これ等皆素行の宋儒を破すること、仁齋の前にありといふのみ

古學を以て素行の唱首に歸するにあらざる也

古學を唱へしことと、宋儒を破せしことと、二家にありてはこれを一口に説き出ししと雖も、もと截然として分つべきものなり、殊に陸子靜の全書、王陽明の全書、皆この以前に吾邦に舶載し來りしなるべし、宋儒の見を破せしこと、豈に必ずしもこの二家の出るを俟たんや、唯こゝに決すべきは、古學を唱へしことの何れか先なるやにあり、故に學論、讀書會意の説は、これを依據となすを得ざる也、然らば吾人の見は如何、曰く仁齋を前とせん、其理由はこれを左に擧ぐべし

一、仁齋の語孟古義は、古學先生行狀にありて、寛文三年に艸定せられしものなるを知る、艸定は其文字の如く艸定なり、定稿にあらず、然も素行の聖教要録の元本たる山鹿語類は、寛政五年に脱稿し、事、その序に見ゆ、故に二家の著述として文を構へし前後を論せば、仁齋の語孟古義は素行より二年前にあり、これ仁齋を以て素行の前となす第一の理由なり

二、山鹿語類中、聖學を論じし聖教篇十卷あり、その序によれば、素行の學問の一轉機は、正しく癸卯の年であり、癸卯は寛文三年、仁齋が語孟古義を艸定し、年也、この一事にては、仁齋素行歳を同うして古學の新見を開きし如し、然れども語類と論孟古義とは書の性質に相違あり、語類は零言瑣語にして割記體をなし、古義の整然として統一あると同日の談にあらず、ここを以て仁齋の艸定はこれを寛文三年となすも、その新發見を開きしは同年以前ならざるべからず、これ仁齋を以て素行の前となす第二の理由なり

三、仁齋は學を以て徒に授けし人なり、故に一旦新見あればこれを直ちにその徒に授けしならん、素行は門戸の盛仁齋に過ぐと雖も、これ兵學を以て世に立てば也、彼の門生はその學説を承けしもの絶無なるによりても、彼の立つ所、授くる所、彼にありて此にあらざるを知る、これ仁齋を以て素行の前となす第三の理由なり

四、素行の聖教要録は寛文六年の刊行也、仁齋の諸著若し刊行の年を以てせ

ば、皆これに後る、然れども當時にありて其書の刊不刊は、その學の宣傳に大なる利害なきに似たり、現に大高芝山の適從錄の如きは、仁齋の語孟古義及字義等の世に出でざる前、已にその手に草せられたるを見ても、刊行せざる書の世間に弘布すること速なるを知るに足るなり、乃ち學問の前後は、著藁の成ると成らざるとを問ふべし、刊行の前後を問ふべからず、これ仁齋を以て素行の前となす第四の理由なり

五、加之のみならず仁齋の古學は、風に順つて呼號するが如く、一時天下の學者を聳動せり、素行の學業中廢、世に開ゆる所なくして止みしが如き比にあらず、故に後進徂徠の如きは、其心竊に仁齋に嚮ひ、會て書を裁して其意を通せしのみならず、後年自ら一家を作すや、先づその餘鈔を仁齋に向けたり、彼は江戸の地に栖めり、然も地を同うせる素行を過視し、一意京師の仁齋に向へしもの、徂徠の眼中、始より素行なきを以てにあらずや、これ仁齋を以て素行の前となす第五の理由なり

然れども二家前後の決は、その何れにあるを問はず、ともに二家の位地と價

値に何の影響をも與へざる也。これ二家の古學は、期せずして東西相應して起るのみ、その間何の交渉をも存せざればなり、故に年次を次第し前後を決すること、殆んど無用の辯といふべし、要するに吾が學界に及ぼせる學風影響の大小よりして、太田錦城に従かつて我邦唱古學者、以伊藤仁齋爲祖師矣。九經談といふを穩健の見なりとす、觀山、太室の如きは、徒に毛を吹て癩痕を求むる耳、況んや先哲叢談續篇が伊藤堀江物赤城輩、以一家學風靡海内、素雖氣運之使然、其嚆矢之任、不得不讓諸素行矣と論じ、如きは、雷同にあらずは妄斷なり、辯せずして可なり

三 仁齋と素行との比較

仁齋と素行の前後は辯せり、然らばその説の異同は如何、然れどもこれ實は輕易ならざる問題なり、今はその概要を記するに止めん

仁齋の學問は一個の仁齋學を打成せり、徂徠の學問も亦、一個の徂徠學を打成せり、惺窩、羅山、闇齋、順菴の如きは、多少特有の見地なきにあらざるも、要するに共に程朱説を奉ずるもの、一個の程朱學を打成せり、然るに素行に到つては、單に聖學を見得たりといふのみ、これを如何に見得たるかといふに、その説明は頗ぶる要領を得ず、更に言へば、彼は折伏門を立し得たりと雖も、未だ攝受門を立し得ざりしなり、これ仁齋が一個の仁齋學を打成したるに比して、彼の學の遂にこれに企及し得ざりし所以なり

次に仁齋の古學は、楊雄以下を屏けしといへども、子思と孟子を取れり、殊に孟子はその痛く崇奉せし所にして、陽に論孟二書を並べ稱すと雖も、實はその心全く孟子に嚮ひ、其極孟子を以て論語を解するに至れり、然るに素行は

凡て孟子以下を取らず

曾子、子思、孟子雖因循來、於夫子不可企望といへり、この一段の見解は遂に仁齋に過ぐ、然れども彼の人に許すを好まざるや、その自ら許すこと甚だ高きに似ず、前儒を割裂して苛察を極むること、亦遠く仁齋を過ぎたり、曰く、「道を説て人を謬る者、天下の罪人なり、漢唐の訓詁、宋明の理學、各々利口饒舌にして、惑を辨せんと欲す、惑愈々深く、聖人をして塗炭に坐せしむ、最も畏るべきなり聖教要録序と、更に周濂溪を評しては、聖人之罪人後學之異端といひ、又唯一個程々乎小人哉といひ、張橫渠を評しては、其所學雜駁、而其所本在老子といひ、又其要論皆相違、不可費眼力といひ、程明道を評しては、有釋老之隱といひ、伊川を評しては、惜乎不窮聖學之要といふ、其他邵子、李延年に到るまで、皆彼の一喝を被らざるものなし、同じく宋儒を抵誹するに力を致し、として、その取捨大に仁齋と異なり、殊に

朱晦菴を推尊するに於て二家更に大に異なり

仁齋は二程を取つて寧ろ朱子を取らず、素行は二程を排して却つて朱子を取れり、曰く

其聖門に功ある、孟軻の後唯朱元晦なり、聖學の傳、宋に到りて毎に過高の疵あり、故に學者近きを舍て、遠きを求め、下に處りて高きを窺ひ、心を空妙の域に馳す、陸子の徒、専ら世に鳴り、周程張楊羅李多く儒を表して其標的高尙にあり、朱子なかつせば悉く左袒なり

素行の朱子を推すは太だ可なり、然れども程朱の差を見ること過大、此に許して彼に許さざる好悪の嫌なきを得んや、宋代の諸儒、陸子靜少しく異色あるも、他は概して宋儒の習氣あり、無極太極の論、陰陽理氣の辨、誰かこの窺白を脱するものぞ、仁齋の程を揚げて朱を抑へ、素行の朱を推して程を排する、二家各々自己の性僻に偏するものならずや、その論じて

聖人の道、夫子没して後、明かならずと雖も、子思孟軻少しく其傳あり、漢

唐の間、人皆聖人の貴ぶべきを知ると雖も、其學雜博にして純ならず、宋の周程張子に至りて、皆會點の風流を嗣ぎ、聖人の微旨殆んど絶ゆ、朱子曰用の間に近く、其學を詳にす、是れ孟軻の後、唯朱子一人の功なりといふ如き、一隻眼を有するものに似たりと雖も、朱子は日常實踐の工夫を説くと共に、并せて煩碎なる理氣論を祖述せり

朱子に許す者は同じく二程にも許さざるを得ず

これ素行の學問の純ならざると共に、又その識見の透徹し得ざる嫌ある所以なり

仁齋孔子を崇奉し、素行亦これを崇奉す、然れども尙二家の間に見許かの相違を認む、仁齋は孔子を堯舜以上に置けり、これ祖徠の満すして之を詆諆する所になり、素行はこの點に於て祖徠よりも寧ろ仁齋に似たりと雖も、その十聖人を立するに到つて、頗る奇異の感なき能はず、聖教要録に道德を論じて曰く
伏羲、神農、黃帝、堯舜、禹湯、文武、周公の十聖人は、其德其知、天下に

施いて万世其澤を被る、周衰ふるに及んで、天、仲尼を生ず、生民ありてより以來、未だ孔子より盛なるわらざるなり、孔子没して聖人の統殆んど盡く、曾子、子思、孟子亦企望すべからず、漢唐の間、其任に當らんと欲するの徒あり、又曾子子思孟子に於て日を同うして之れを談すべからず、宋に及んで周程張邵、相續で起る、聖人の學、此に至りて大に變じ、學者儒を陽とし、異端を陰とするなり、道德の傳、宋に至りて竟に泯没す、况や陸王の徒、算ふるに足らず、唯朱元晦大に聖經に功あり、然れども餘流に超出するを得ず、噫道の人に託し世に行はるゝ、皆天にあり、其れ孰れか強て之に與らんや、伏羲神農黃帝を歴史上の人とし、その盛徳を論じ、處、舊史に依據せし説と雖も、尙粗笨を免れず、徂徠が先王を崇奉し、之を制作の聖としてなり、聖人の道、實に禮樂にありと信じたれば也、故に彼は口を開けば先王の道を論じ、其論する毎に必らず堯舜を説く、然るに素行の學は然らず、彼は聖學の筋には、文字も學問も不入、今日承候得ば、今日の用事得心參候といひ、學問の工夫は聖人を師とするにあり、其道とする所日常實踐修養の上に繋るとなすものなり、

制作を離れて堯舜なく、政治を離れて禹湯文武なし、故に素行の

十聖人を立するは全く無意義なり

その他かゝる破綻は彼の立説中、一々枚舉に違あらず、彼には仁齋の學の齊整と渾融を缺きしこと明けし

素行の兵學を兼修せしこと、又仁齋と相似ざる所以の一なり、素行の兵學は、猶闇齋の神道の如し、その學を累はせしこと少からず、想ふに素行の學の純ならざる、もと獨りその兵學にのみ因るにあらずとするも、兵學實にその多半の因たり、故に彼をして儒學に専らならしめば、假令一家の學を立すること仁齋徂徠の如くなること能はざるも、尙よく道に純に、學に正に、志行共に檢束ありて、禍敗を取るが如き失なかりしならん、惜かな權詐の術を學び、その志氣を縦つて上を凌ぎ世を侮り

聖人の道を學で聖人の道を失へり

且つ彼が生命ともいふべき士道山鹿語類武教小學等の書を看るに、悍厲の氣に傷れ、剛にして恭からず、中に實てるが如くにして却て虚きものあり、これを中江藤樹の文武問答翁問答皆川淇園の淇園答要に比し、説て詳折に涉ると雖も、風度は甚だ若かざるが如し、彼は儒にして武を論せしにあらず、武士にして適々聖學に涉獵せしのみ、晩年儒を廢して軍學の師範たる如き、亦性の近き所に從へる也、これ豈に仁齋と比倫すべきものならんや

四 素行の人物と學問

儒者としての素行は、學問、識見、性行共に仁齋に及ばず、然れども彼豈に凡庸の徒ならんや、彼は白首經を窮め、孜孜として學を攻むること、固より世の訓詁の徒に如かず、道を修め徳を養ひ、化を郷黨に施し、訓を子弟に垂るゝこと、又世の所謂道德先生に如かず、何となれば、彼はかくの如き意味にての儒者にあらざればなり、その仁齋たること能はず、羅山、順庵たること能はざるは當然のみ、唯それ彼をして亂世に生れしめば、竹中重治、真田幸村たることを得しや否やは未だ知るべからずと雖も、北條早雲たり、毛利元就たること、或は難からざりしならんと考ふ、少くも彼は一國一城の主たる資なり、その傲岸人に折せざる意氣と、百敗撓まざる精神とは、成敗の何れたるを問はず、必ず翹然として群を出づるの雄たるを得ん、この英雄の資ある所以、適々以て彼の

醇儒たる能はざる所以なり

素行は如何なる人物ぞや、先哲叢談一事を擧て曰く、自主侯至士庶人、出入於門者、日數十百人矣、家頗富饒、妻妾之奉、奴僕之仕、雖五六千石者不能與之抗其儲藏費用云と、殿中日記に記して、其行跡奢有之て、不届有之候といふと正に相合す、彼は處士を以て五六千石の武士と相匹する生活をなせり、或書元正問記？には彼の遷謫を以て、門の構造分限を過ぎたるよりの咎なりと記せり、これ等の事實を綜合するに、彼は宋儒を割撃しながらも、その居敬の工夫さへ爲し能はざりしなり、吾道聖人に親炙するにありといひながら、夫子の溫良恭謙を學ぶこと能はざりしなり、即ち彼の罪咎は謙抑ならざりし結果なり、元來物議に罹り貶謫に遭ひしこと

君を諫め非を匡せる三宅尙齋の如くならば可也

王霸を論じ順逆を定めし山縣大貳の如くならば可なり、彼は然らず、明哲身を

保つ○の○則○に○稱○は○す、奢○侈○に○し○て○分○を○踰○え、横○議○し○て○愼○ま○す、自○ら○好○ん○で○禍○を○取○る、これ平山子龍、近藤正齋一輩の徒と殆んど擇ぶなきなり、又板倉侯に對して無禮の所行ありしとの風評の如き、多少の根據なきにあらず、彼自ら記して曰く

(上畧此問答再三御座候て、少し御意に入らざる御挨拶に御座候へ共、私存寄申上候様に被仰候故、少しも顧みず申上候、定めし御無禮の様に相見え可申候

これ權貴に阿らざるはおらん、然れども板倉侯と素行とは君臣の義あるにあらず、怒を犯して言を驚むる要ありとも見えす、况んや素行の言ふ所、亦拘執の見なるをや、彼は常にかかる無用の場所に我慢を言ひ張り、人の感情を傷ひ、他をも益せず己をも損する如き振舞のみを敢てせり、これ

器局の小なる故と雖も抑も彼の學ぶ所
差へるを以てなり

世間に爾儒の目ある徂徠の如き、その年壯の時、動もすれば盛氣人に向ひ、事毎に争を好むの病ありしも、年四十、識見圓熟せる後には

學之道、問爲大焉、問者、弟子之事也、發難相切磋者、朋友之事也、故非有師友之素而輒相問難者、争之道也、臣諫君、子諍父者、榮辱休戚之相關也、故非有君臣之義、父子之親、其如秦越人相視肥瘠、而諫其不是者、亦争之道也、争者、訟之事也、訟者陳已之是於不信是者之前、以求其信已者也、吁亦難矣哉學問附錄

といひ、争の道の彼に益なく此に害あるをいふ、素行これに及ばず、事々争を人に求め、力を以て取るを知つて徳を以て化するを知らず、これ全く兵學者の見、聖人の學にあらず、然れども亦その性の趨く所なり、已に道を以て性を矯むるを知らず、却つて

詐術を挾んでその短所を長す

聖教要録の著なしと雖も、禍を免がるること難し、且つ彼の著述には、一片の

和氣なし、然も自ら許すこと太だ高く、傲岸の氣人を壓し、讀んで頗ぶる不快を覺ゆ、その配所殘筆の如き、滿卷盡く自負の言のみ、謙虚の仁齋、尙且つ道の所信に至つては人に譲らず、自ら論語古義に標して、天の寵靈により千古不傳の新義を發見すといへり、素行に於て之を咎め難しと雖も、これ豈に道を學ぶものゝ爲ならんや、吾人はこの點に於て、素行、仁齋よりも寧ろ貝原益軒を取る也

素行は此の如き人物なり、その所謂古學の、人を折するに長じて自ら立つに拙に、説者獨り得て讀む者毫も興り知ること能はざる如き、皆彼が人物の反映ならざるなし

數年此不審不分明候所、寛文之初、我等存候は、漢唐宋明の學者之書を見候故合點不參候哉、直に周公孔子之書を見候て、是を手本に仕候て、學問の筋を正し可申存、夫より不通に後世の書物をば不用、聖人の書迄を晝夜勤候て、初て聖學之道筋分明得心仕候て、聖學之理を定候中尋我等存候聖學之筋は、身を修人を正し世を治平せしめ功成名遂候様に仕度候、其段は我等今日武士

の門に出生せり、身に付て五倫の交際有之、然者自分之心得作法外に五倫之交り、共に武士の上に勤有之、其上武門に付ての業大小品多し中要此品々にあたりてしるしなく功立不申候ては、聖學之筋に而無之候、此故に右之品に付て工夫思案も有之舊記古實をも考ふ事有、然ば外に工夫黙識靜座等致候事、其暇不可有之也、左候とて極り無品々之業を習知仕候は、盡すと云にはあらず、前に云如く、聖學の定規いかなるを能知、規矩準繩に入時、見事能通し聞事明に成て、いかやうの業成れりと云共、其品々勤やう明白に知るゝが故に、事物に逢て屈する事無之候、是大丈夫の意地なり配所理筆
その聖學の定規といひ、道筋といひ、彼はこれを自明の理の如くいふも、實は頗る明白ならず、随つてその古學なるものの要緊、これを把束するに苦しむなり、但しその事毎に

武士道の見地を離れざる所

彼の特色を見るを得べきのみ、乃ち此學相積時は、智慧日に新にして、徳自高

し、仁自厚勇自立て、終は功もなく、名なく無爲無妙之地に可至、されば功名より入て功名もなく、只人たるの道を盡すのみ也といふも、彼は到底功名窠中の人たるを免れず、故に利義の辨あり

五 利義の辨

素行の利義辨は、彼が儒教、武士道上の見地と、經濟上の見地との異同よりして、同時に正反の見解を有したり、語類にいふ

大丈夫存心の工夫、唯在辨義利之間而已、君子小人の差別、王道覇者之異論、すべて義と利との間に有之也、いかなるをか義と云はんとならば、内に省りみて有所差畏、處事而後自慊、是を義といふべし、いかなるをか利と云はんとならば、内縱欲而外從其安逸、これを利と云べし、古今の間、學者道に入の始末、唯義利の辨を詳にするにあるべき也、其ゆへに利は人の甚所好にして、人々皆所陷溺也、されば生死について云ば、生を好み死をにくみ、利害について云ば、利にはしりて、害をさけ、勞逸について云ときは、勞を嫌て逸に付、飲食居室衣服の用、視聽言動の間、凡そ七情の發する處、各此情なくんばあるべからず、聖人君子の教、生を嫌て死につき、害にはしりて利をさけ、勞して逸せざれと云には非ず、聖人君子の好み惡む處も亦凡人に不可

異して、其間惑を辨するにあるのみ也、いかなるをか惑と云べきとならば、唯自の身を利して外を不顧、是を惑と云也、自身を利することを好むは、是又天下同情にして、聖人君子は輕重を能く辨ず、輕重と云は、君父兄弟は我ために重し、臣子弟幼婦は我がために輕し、天下國家は身よりも重し、視聽言動は心より輕し、此輕重を詳に究理するときは、惑こゝに止むべし中尋義利の辨を詳にする時は、存心して不放、義利の辨を不知時は、情欲一たび動くとき、我好惡にうばはれて、心愛に不存也、さるによつて存心の工夫は敬の一字にありと、古人これを論ず、敬は聖人の禮を制する本にして、毋不敬といへり、今云處は人々の必ず所惑此間にあれば、此辨を詳にせば心は常に存すべきなり、敬計り存すと云とも、其わきまへ詳ならず、究理分明にあらざれば、是は義とせんや、是は利とせんや、兩般の間つひに不分して、道こにくらし、故に以辨義利間爲存心之要にありぬべしと也、孔子曰、君子喻於義、小人喻於利、孟子曰、鷄鳴而起、孳々爲善者、舜之徒也、鷄鳴而起、孳々爲利者、跖之徒也、欲知舜與跖之分、無他、利與善之間也

これによれば利と義とは輕重の別なり、惑ふと惑はざるの差なり、小人の利とする所

亦同じく君子人の利とする所也

利豈に異同あらんや、唯利とする所異なるのみ、曰く

人知多し、故に欲も多し、欲亦充たすべからず、君子は義を以て利となし、小人は利を知りて義を知らず、君子の利は能く享る、小人の利は全からず、

義利支離せず、利は義の和なり、義のある所利之れに隨ふ聖教要諦

こゝに於て少しく暗昧に入る、要するに利に就くの嗜慾君子小人相ひとしと雖も、輕重を辨する者は義を守りて利に就かざることあり、これ又一の利のみといふの意ならん、彼又更に曰く

今天下の人情を以てはかるに、人の性、利を以て本とせざるはなし、利を本とするが故に、此道立ちて行はれ、君々たり、臣々たり、若此利心を失却せば、君臣上下の道立たず、善惡邪正辨ふる人なく、天地忽に覆へり、日月忽

に地に落つべし、四夷は利の小を事とし、中國は利の極を事とし、悉く此利によつて萬物立ち、萬事行はるゝなり、學者只其實を知らず、其知を究めざる故に、此惑ありと知るべきなり請居童問

と、これ全く功利家の見地なり、其の他、人の心皆好利惡害の二つあり、是れを好惡の心といふ、此心にたよりにて教を立て、遂に聖人の極を述べ玉ふといひ、又此利害の心あらざれば死灰槁木にして人にあらず、人情は古今異ならず、四海共に同じ、故に孟子性の事を論じて以利爲本といへり、唯其利を私して利に惑ふが故に、之れを戒め、人必ず利に過ぐるを以て、聖人罕にの玉ふなり、當時の學者、動もすれば、利害の心なりとて、此心を絶せんとすること、尤も誤れり、皆其知を究めざる故の惑なり請居童問といふ如き前にいふ所と正に相反する如し、これ一には人の性情に順ふて言を立つと、二は道の宜しきに依つて趨舍を論じしとの差なり、これによつて素行の見解は

一理を執して萬事の準となす如き學究的習備

少きを知る也、彼は聖人の敬を日常淺近の履踐と解したり、人生に切要なる事物の工夫と解したり、故に宋儒が理を尋究して道の歸宿をこれに求め、却つて現實の人生を忘れ、活動を忘れ、動もすれば持敬靜座の工夫に陥ることに反對したり、活動は當時の反程朱學者の精神にして、又時代の氣運なりしなるべし、素行のこれを把住し得たるや善し、唯彼は活動を好むの餘、煩瑣なる法則を立つるを好まず、天徳の自然と先聖の格言とに教の基礎を置き、何等組織的學説を構造せず、又仁齋の如く學徳を以て人を化すること能はず、名途利藪に彷徨し、遂に嫌疑によつて身を廢するに到ること、惜むべきの甚だしきものならずや、故に彼の性行と事業とより論せば、彼は學者にあらず、又道學先生にあらず、軍法者、武士道鼓吹者として適當の人物たることを知る

六 素行の武士道論

素行は軍法者、武士道の鼓吹者に適當したるだけ、それだけ醇儒といふを得ず、藤樹、淇園等は純然たる儒者の見地より、武士道を論じ、を以て、儒學の上より見て穩健の見たるも、士道の上よりして、時宜に合せざるものあり、之と同じく素行の學問は、全く基礎を武士道の上に置きしを以て、武士道よりしては完全の見解なるも、往々醇儒の説にあらざるもの有り、故に彼の見解は、これを當時の士道より觀察するを以て、最も彼に同情ある批評方法となす、何となれば有ゆる軍法者中、素行の如く學問、識見に富みしものあらざるを以て、儒者中の素行は断じてその第一流に班し難きも、軍法者としての素行は、彼の前後殆んど一人の匹敵者なかるべきを以て也

素行は軍法者として卓抜の軍法者なり、彼は學問に於て己に宋儒を破するだけの識見を有せし程なれば、これを兵學の上に應用し、前人に優れる新意見を構成すること、彼に在つて容易の業なりしならん、吾人は未だ素行の軍法なるも

のを知らず、故にこれが是非利害を評すること能はざれども、若し人物を以て論せば、小幡勘兵衛といひ、北條氏長といふも

素行に對して恐らく巨人の前の侏儒ならん

然れども素行に取るべきは、その軍法上の新建設若しあらばにあらす、唯武士道鼓吹の一事にあり、天下若し武士道學なるものあらば、そは彼によりて建設せられしなり、又彼によりて鼓吹せられしなり、彼は武士道宗の弘布者なり、同時に立案者、批評者なり、その著士道論、及び武教小學二書は、日本武士道上に於て最も完整せし著述といふに憚らず、彼は純乎たる儒學の上よりしてならず、寧ろ士道の上よりして儒教を攝取せしを以て、彼が武士道的儒學は、決して空疎の理論に陥らず、切實なる士人が日常の履踐法なり、況んや彼が性行は、剛毅、果敢、勇決、悍厲等、皆武人としての氣象なり、この性行と儒學との一體双現は、武士道的道徳に

一種の異彩を放ちしこと當然なり

然れども、日本の武士道は、素行によりて完整充足すと思惟するは誤なり、素行は武士道學者なり、又武士道の鼓吹者なりと雖も、武士道は學問にあらず、訓練なり、吾が國民の民族性を中心として、宗教、習俗を加味し、久しき間の洗練を歴て、次第に發展したる、鞏固なる信念と慣習なり、それが徳川時代に入りて、惺窩により、活所ト幽等により、關齋綱齋等により、藤樹蕃山により、又その他の諸學者により、更に儒教と相接近し、相融會するに到りしものなり、殊に朱子派の忠孝説は、非常に武士道の發展を助け、その内容を極めて豊富にし、その判断を正しき方面に導きたり、但しかゝる作用は、もと冥々の間に行はるゝものにして、一人一家の立言若くは感化によりて、直ちに偉大なる影響を興ふるものにあらず

素行の武士道に於ける功績は極めて顯著なり

然れども立言の上に繋るものなるを知らざるべからず、その實際に及ぼせし感化の大小深淺に至つては、今俄にこれを測り難し、彼は不幸にして長く世人に

忘られし反動として、近來幾多の崇拜者を出せしと雖も、過半は過當の讚嘆者なる如し、殊に其の甚しきものに到れば、彼を以て徳川時代に於ける第一流の學者、人物となすものあり、人を稱揚して實に過ぐるは、苛論して實を失ふに勝ること遠しと雖も、褒貶の度は慎まざるべからず、今人に對して然り、古人に對して亦然る也。武士道の歴史に就ては、拙著『新武士道』を参照せられたし。此の如く素行の武士道に及ぼせる感化の大小は、今これを判じ難きも、その著述の上に於ける功績は、吾人亦これを推稱す、然して山鹿語類中の士道論は、目を分つこと七、これを左に擧ぐべし

一、立本

知已職分 志於道

在勤行其所志

二、明心術

養氣存心 論養氣

度量 志氣

溫藉 風度

辨義利 安命

清廉 正直

剛操

三、練徳全才

勵忠孝 據仁義

詳事物 博學文

四、自省

自戒

五、詳威儀

毋不敬 慎視聽

慎言語 慎容貌之動

節飲食之用 明衣服之制

嚴居宅之制 詳器物之用

山鹿素行傳

惣論禮用之威儀

六、慎日用

惣論日用之事 正一日之用

辨財寶受與之節 慎游會之節

附録

先生自警

先生子弟警戒

先生御僕警戒

その内容は一々こゝに要を摘み難きも、彼が儒學上の見地の如何を知り、又如何に儒學と武士道とを調和せしかを知るに足るべき者、一二節を抄録す、その養氣存心の條にいふ

人の氣質に天資あり、云心は天然と生れ付て其質宜しく、又其質暗あり、是を天姿と云也、されば虎は生れながら表をあらはし、鳳凰は自然に五色の色取あり、驥は不習して千里をかけり、鶴は雛にして六翮をそなふ、白玉は不

琢して光りあり、黄金は自ら死石より炳る、是各天然の質にして、聊造作する所なし、人又如此生れ付て其宜しき所あるもの也、然れども養ひ存する處あらざるの輩は、一方は明月白日の如くなれども、又一方に黒闇無差別の處出来るものなり、故に人々我得たる所を置て、其くらき所を養て、氣稟を今日に變化せしめずしては、人の人たらざる也、孟子我善養浩然之氣と論せり、浩然の氣と云ものは孟子も難言と述べられたるが故に、今以て如此と云ふ處なし、唯心は氣に因て或は動搖し、或は困苦する者なれば、此處を能く心得て、常に道義を以て是を養て、氣の不穢が如くならしむるにありと可知、此の氣を養ひ得るときは、至大至剛にして、能く萬物の上に伸びて、物に屈する處あるべからざる也、心は氣に因るがゆへに、氣能靜なる時は心則靜也、氣動するときは心こゝに動ず、是心氣不兩様を以て、更にへだたる所なし、心は内にして、氣は外に動するものなれば、先づ氣を養ひ得るを修身存心の本とすべき也

又剛操の條にいふ

大丈夫の世に存ふ、剛操の志あらざれば、心を存すること不能也、剛はよく剛毅にして物に不屈を謂也、操は我義とする志を守て聊不變の心なり、大丈夫此心を存せざれば、我好悪する處において必屈しやすく、義を守る處たしかならざるなり、故に剛操を以て信を立、義を堅くするの行とする也、清廉正直も、剛操を以てせざれば不立、況や士たるの道、常に剛毅を以て質とし、其守る所を不變を以て行とす中略孟子曰、志士不忘在溝壑、勇士不忘喪其元、又曰、士窮不失義、達不離道と、是皆剛操を立て、心こゝに存するがゆへ也、しばらくも此志あらざるときは、利に屈し、酒におぼれ、色に惑て、つひに義を忘れ、生死の大事をたがへ、大節に臨んで約を變ずべし、豈之を大丈夫の立志所と云べけんや

素行の所説を讀過一遍すれば、彷彿として一個硬骨の偉男子を描くことを得、彼は全く武人的儒生なり、「強き」といふ一事は、恐らく彼の心頭を離るゝ能はざる主張ならん、彼は到頭強き人なり、明惠上人の佛道の大猛者たらんと希ひしが如く、彼は儒教中の大勇者を期したるなり、更に言へば

彼は武装したる儒者なり

人倫の大變に應ずべき覺悟を以て、これを日常履踐の上に行はんとしたるなり、而して彼は何が故に此の如く異色ある見地を有し、か、武士の家に生れしを以てか、剛毅果敢の意志に富みしを以てか、軍學の達人なりしを以ての故か、これ等皆多少の原因をなし、ならんも、生れて武人たるもの敢て彼のみとせず、

善山、兼山、徂徠、白石皆士門の出なり、又豪強の性行を有し、もの敢て彼のみとせず、關齋、綱齋の如き、皆悍厲にして倔強の意氣精神を有し、こと彼に譲らず、唯一事彼のこれ等諸儒と特異なる點を擧ぐれば、その國體尊崇主義にあり、素行曰く

乍序我等存寄之學問之節少々記置候、我等事以前より異朝の書物を好、日夜勤候て、近年新渡の書物は不存、十ヶ年以前迄異朝より渡り候書物大方不殘令一覽候、依之不覺異朝之事を諸事宜存、本朝は小國故異朝には何事も不及聖人も異朝にこそ出來候へと存候、此段は我等計に不限、古今之學者皆左様

に心得候て、異朝をしたひ學び候、近頃初而此存知入甚誤成りと知候、中尋
 本朝者天照太神之御苗裔として、神代より今日迄其正統一代も違候事無之、
 藤原氏輔佐之臣迄世々不斷して、攝籙之臣相續候事、亂臣賊子之不義不道成
 事無之候故なり、是仁義之正徳甚厚成故にあらずや、次に神代より人皇十七
 代迄は悉聖徳之人君相續あり云々、況武勇之道を以いはい、三韓を平げて本
 朝へ貢物をあげ、高麗を攻て其主城を落し入、日本の府を異朝に設て武威を
 四海にかいやかす事、上代より近代迄然り、本朝武勇異國までも恐れ候得共
 終に外國より本朝を攻取候事はさて置、一ヶ所も彼地へうばはるゝ事なし
 これ本居平田の國體論と何の相違かある、已にこの國體論を奉ず、一轉して尙
 武主義となり、再轉して武士道鼓吹となる、もと怪むを要せず、元來彼の此の
 如き一轉機は、何によりて生せしや固より明かならざれども、吾人はこれをも
 その當代の氣運に歸せんと欲するなり

更に思ふに、山崎闇齋の神道を主張するに到りし所因、亦恐らく素行の國體論

と同一氣運中の産物にあらずや、儒教の興隆せしより百年、徳川時代の文明は
 已に長足の進歩を爲せり、これ恰も國民の自覺期に達すべき時なり、故にこの
 新なる氣運は、闇齋素行の先覺者を驅つて、一を神道に走らしめ、他を武士道
 に走らしめしにあらずや、二家の趨向は岐れて二となりしも、共に我國體の崇
 奉者たるは同じ、故に神道の尊王説と、武士道の尙武主義は、後世に於て相一
 致したり、これ等の問題は、素行を論ずるものの決して看過すべからざる重要
 の事實ならん

七 素行の事歴 其一

五五二

武士道の鼓吹者たる山鹿素行は、もと士門の出なり、素行名は高祐、初名はの義（先哲遊談後篇）、字は子敬、因山（或は山隠山）と號し、又堂を曳尾といひ、軒を素行と號せり、素行の號最も世に行はる、通稱甚五左衛門、陸奥會津の人、其先は筑前遠賀郡山鹿郷の人なり、慶長の頃に山鹿六右衛門高道といふものあり、これを素行の父となす、高道伊勢龜山の城主關長門守一政に仕へ、祿二百石を食む、後同僚の士を殺し、出亡して奥州に走り、會津の領主蒲生忠郷に寄り、その大夫町田左近と善し、左近食邑三萬石、家頗る富む、よりて高道に田祿二百五十石を與へ、これを客遇し、その侍女を贈りて高道の妾たらしむ、素行はこの妾の子なり、元和八年八月二十六日を以て會津に生る、素行の生は、野中兼山に後るゝこと七年、林鷲峰、山崎闇齋に後るゝこと四年、熊澤蕃山に後るゝこと三年にして、安東省菴、木下順菴、貝原存齋等と生年を同うす、即ち伊藤仁齋に長すること五歳、荻生徂徠に先たつこと四十四年なり、

又中庸異見を著し、朱子章句を辯駁せし那波木菴は、宋儒を割撃せしこと素行に後るゝ二年なるも、その年齢は彼に八歳の長者なり、而して素行の生れし元和八年は、林羅山が春秋胡傳、禮記集說に訓點を加へし年にして

惺窩の歿後より正に三年

朱子學天下を風靡せし時なり、素行生後幾もなく蒲生氏國除かる、左近よりて幕府に仕へ、旗下の士となり、祿五千石、百人組長となる、與力二十人、同心百人これに隸す、故に高道を薦めて與力たらしめんと欲す、高道辭して就かず、其長子惣左衛門をして代り仕へしめ、自ら薙髮して玄庵と稱し、醫を江戸に業とす、時に素行纔に三歳といふ

素行幼名は佐太郎といふ、六歳はじめて學に就き、八歳の時已に四書五經七書詩文の書、大方これを讀み終ひ、羅山の門に入りしはその九歳の時なり、幼にして記誦に熟せしこと知らる、彼自ら配所殘筆に記して曰く

九歳之時、稻葉丹後守殿御家來塚田奎助我等親近付に候故、我等を林道春老

弟子に仕度由頼入候、李助序に丹後守殿迄申上候へば、幼少にて學問仕候事奇特成由被仰、於御城林道春へ直に丹後殿御頼被下候、就は李助拙者を同道仕候而道春へ移り、道春永喜一座にて、我等に論語の序無點の唐本にて讀せ被申候、我等讀候へば、山谷も取出候て被爲讀候、永喜被申候は、幼少にて如斯讀候事奇特に候、乍然田舎學問之者師を仕候と相見え、點惡敷候由被申候、道春も永喜同意に被申候て感悅被仕、別而念頃に候て、十一歳迄以前讀候書物共又點を改、無點之本にて讀直申候

十一歳之春、歳旦之詩を初て作候て道春へ見せ候へば、一字改被申候て、則序文を書、幼少之述作別而感入候之由書狀被副之、和韻被仕候

同年堀尾山城守殿家老揖斐伊豆我等へ被懸目候て、則山城守殿へ被召寄、書物を讀、伊豆是非共山城守殿へ奉公に出候様、二百石は可被下候由申候へ共、我等親同心不仕候

十四歳之頃は、詩文共に達者に仕候故、傳奏飛鳥井大納言殿被及聞召被召寄、即座に詩を作候て懸御目候處、大納言殿和歌を御詠吟候て和韻被下候、鳥丸

大納言殿被及聞召候て、即座に章句を被成下候、乍慮外我等も即座に對を仕候、若輩の時分殊更即座の事に御座候間、只今見申候ては笑草成儀に候へ共、各御感不淺候、其後兩公御懇請に被成下、折々奉得御意候て、詩文贈答御座候

十五歳の時、初て大學之講釋仕、聽衆大勢有之候

十六歳之時、大森信濃守殿其頃者佐七黒田信濃守殿其頃者源右衛門御所望にて孟子之

講釋仕候、蒔田甫菴老論語御所望、是亦同年講釋、いづれも翌年迄に講終候、是亦若輩之時分故、定て不埒成事計可有之候へ共、其時分之義、蒔田權助殿富永甚四郎殿杯今以能覺候

素行の書には三分の銜氣あり、然れども彼豈に修飾して自ら薦むるものならんや、事は則ち眞として可なり、これに依るに、早慧記誦の學に長じ、文詞の才亦悔るべからざるものあるを認む、彼は

當時の麒麟兒なりしならん

然もこの麒麟兒が、碌々訓詁の儒たるを甘んせざる意氣、已にその非角の時に兆せり、彼一面經傳に枕藉し、鄒魯の遺書を攻むるに努力せしのみならず、更に餘力を以て戰國士人の學たる、軍法武藝に涉獵したり

我等幼弱より武藝軍法不怠候、十五之時に尾畑勘兵衛殿北條安房守殿へ逢申候て兵學令稽古、修行候、廿歳より内にて門弟中に我等大方上座仕候て、則北條安房守殿筆者にて尾畑勘兵衛殿印免之狀給候、廿一歳之時尾畑勘兵衛殿印可被仕候て、殊更門弟中一人も無之候印可之副狀と申候を我等に被與之候、筆者は高野按察院光宥にて御座候、其文に、於文而感其能動、於武而歎其能修、噫有文章者必有武備、古人云我又云と、末句に我等を御稱美之此文言をば、勘兵衛殿直に御好に御座候

尾畑勘兵衛は甲陽軍鑑の偽作者にして、山本流の軍學を世に傳へしものなり、その著に末書九冊、結要九冊、三品三冊、中興源記六冊ありといふ、北條氏長は勘兵衛の門に出て、軍學を以て徳川氏に仕へしものなり、雄鑑五十二冊、雌鑑四十二冊の著あり、當時軍學をいふもの、皆この二家を法とす、而して素行

實に

二家瀉瓶の門生なり

山本流の秘筮、皆素行に傾盡すといふべし、素行の博涉これに止らず、更に神道と歌學を學べり

十七歳之冬、高野按察院光宥法印より神道令傳授候、神代之卷者不及申、神道之秘傳不殘令傳授候、其後壯年の頃、廣田坦齋と申忌部氏之嫡流之者有之、根本宗源の神道令相傳候、其節忌部氏神道之口決不殘相傳候書付證文を越候、其中頃より石出帶刀參候て、我等へ斷り神書承候、坦齋は頓て死去仕候に付、神書之事帶刀事拙者を頼候て、合點不參候は所々皆承候得者、是亦其書付今以有之候

同年より歌學を好、廿歳迄の内に源氏物語不殘承候、源語秘訣迄も令相傳候、伊勢物語、大和物語、枕草紙、萬葉集、百人一首、三部抄、三代集抄迄、廣田坦齋相傳仕候、依之源氏新抄、萬葉枕草紙、三代集之新抄註解大方撰述仕

候て、詠歌に志ふかく、一年に千首の和歌を詠候得ども、存候仔細有之、其後は捨置候、今以右廣田坦齋方より歌學の儀も不殘相傳仕候段書付御坐候、尤職原抄官位の次第道春講釋に不承御座候、其後は又坦齋に具に承候て、猶合點不參候所は菊亭大納言殿へ申上候て、大納言殿より被染御筆、一々の口傳御書付被下候、此段人々存候事に候

光裕、坦齋共に其人と爲りを審にせず、随つて其學の純駁淺深亦得て之を審にし難しと雖も、素行の博涉は羅山に比して相距ること遠きが如し、彼は未だ一家の見を立する程に、これ等の學に通せざるに似たり、故に彼の自負を以てして、尙單に口訣秘説を傳へしといふに止まる、然も當時その學を家とするもの、所謂口訣秘説なるものは、殆んど何等の價値なきもの多し、素行より山鹿高恒に傳來せしといふ、「武事提要」の一書を讀むも、亦

これ等の種類の價値を定むる資とするを得べし

要するに素行は極めて博涉を勉めたり、これ其志始より事功にありて、修養に

あらざればなり、亦この點に於て、羅山が學風の薰染或は絶てないといふべからず、羅山は雜學者なり、又事功者なり、而して素行の之に就きしは、最も影響を被り易き少壯の年時にあり、況や尾畑といひ、北條といふも、同じく功名に急なる徒なるをや、此の如くにして彼は、その境遇と感化によりて、遂に醇儒たること能はざりしなり

八 素行の事歴 其二

素行は果○然○博○涉○を○以○て○名○を○得○たり○、彼○は○淺○野○侯○を○し○て○、博○學○多○才○、只○今○弘○文○院○を○差○置○、世○上○に○有○之○間○敷○と○評○せ○し○め○た○る○に○よ○り○て○も○、彼○の○虚○名○は○、博○學○多○才○と○い○ふ○に○よ○り○て○世○間○に○傳○は○り○し○を○知○る○、博○學○多○才○、此○れ○當○時○の○爲○政○家○等○が○、儒○者○に○要○求○し○た○る○唯○一○の○資○格○な○り○、林○羅○山○が○東○照○公○の○備○忘○録○た○り○し○も○、此○の○博○學○多○才○な○り○、後○年○新○井○白○石○が○文○廟○に○寵○遇○せ○ら○れ○、一○時○林○家○の○勢○力○を○威○壓○し○た○る○も○、此○の○博○學○多○才○な○り○、徂○徠○の○柳○澤○に○仕○祿○し○た○る○も○、又○同○じ○く○博○學○多○才○な○り○、儒○生○そ○の○學○ぶ○所○を○以○て○身○を○立○つ○る○も○、必○ず○博○學○多○才○な○ら○ざ○る○べ○か○ら○ず○、此○れ○に○あ○ら○ず○ん○ば○、一○苞○の○祿○米○を○も○得○か○た○き○な○り○、獨○り○水○府○の○朱○舜○水○先○生○を○聘○せ○る○、紀○侯○の○那○波○活○所○を○用○ひ○た○る○、稍○異○あ○り○と○な○す

素行已に林家に學び、世に博學多才を以て許さる、加ふるに軍學は尾畑、北條の鴻瓶の門生にして、その學その師より精しとせらる、因州侯の、尾畑勘兵衛殿弟子に相成、印可迄取候、北條安房守殿は猶以心安く、晝夜被仰談候、然に

其方之影故、兵學之筋目初て能得心仕といひしは、阿附の言にあらずして恐らく當時の輿論なるべし、こゝを以て

青雲一路彼の前に開け

俯して青紫を拾ふこと、彼にありては決して難事にあらず、これよりさき素行十七歳のとき、七十人扶持を以て紀州侯の聘を受く、適々阿部豊後守忠秋、當時老中の職に在り、尾畑、北條二人に托して同じく彼を聘す、紀侯これを聞て素行を阿部氏に譲る、然れども事兩家の間に係るを以て、彼共に辭して之かず、翌年加州侯七百名を以て素行を聘す、素行の父、千石以上ならざれば仕へしめずと謂つて、又これを辭せしむ

正保より慶安に至り、素行の名聲籍甚、これを彼が一生中最も光輝ある時代となす、上侯伯より下士庶人に到るまで、彼の門に入つて學ぶもの百を以て數ふべく、北條安房守、松平越中守、淺野因幡守、丹羽左京大夫、阿部伊勢守、板倉内膳正、松浦紀伊守、本多備前守等皆その高足にして、門戸の盛、殆んど前

後に比なし、當時祿仕の士にあらずして、妻妾の奉、僕従の儀、儼として此の如きもの、唯素行と由井正雪あるのみ、而して二人共に軍學を以て售るものなり、故に

素行の全盛は同時に軍學盛行の時代なる

ことを表す

承應元年素行仕に播州赤穂に就く、城主淺野内匠頭の聘に應じてなり、是れより先き、大猷公素行を草莽に擢く志あり、先つ近習番頭駒井左京、同小姓阿部伊勢守をして、贊を素行の門に執らしむ、故を以て素行他邦の仕に就かず、心實にこの殊遇を期待す、不幸にして慶安四年、將軍家光薨す、素行の望全く廢せり、彼この事を記して曰く

卯年二月御近習番頭駒井左京殿御事阿部伊勢守殿を御頼被成、拙者弟子に被成、兵學被成召聞度由被仰候間、幸に御近所に北條安房守殿居被申候間、是に御相傳可然と遂御斷申上候へ共、思召入有之由被仰候間、任御意候而參候

所、急度被成候御馳走にて、兵書御開被成、早々御登城候、御兩所の御咄は拙者不承候、脇にて承候へば、右右京殿被召寄候事上意にて御座候由承候、此段具に祖心へ物語仕候へば、大方上意にて可有之候間、彌以諸事慎、家中杯へ奉公仕不入義に可存之旨被申候、其後薨御被爲成候、大猷公の死は彼が青雲の志望を挫折せしめたり、これと共に又種々の障碍を彼の身邊に生せしならん、これ彼の淺野侯に仕を求めし所以か、素行淺野侯にあるもの九年、存寄之仔細あつて後その聘を辭す、時に万治三年、素行歳三十九、これより

彼の學問は一變し

悉く故と習ふ所を捨て、古學の所見を唱ふ、思ふに素行の學風一變は、もと氣運これをして然らしめしも、若し強てその因を素行の一身に求めば、その仕進の念の一頓挫より、延て彼が對世間の覺悟を變し、林家、北條氏に對する關係、或は舊日の如くならざりしにあらずやと疑はる、且つ明曆三年に於ける道

春の死は、少くも彼と林家とを冷淡ならしめたり、これ彼をして憚る所なく、聖教要録を公刊せしめし所以ならずや、而してこの書奇禍を買ひ、彼は赤穂の地に謫せらるゝこと十年、彼は全く江戸の學問と手を分ちたり、これを今日に考ふるに、この十年は素行によりて驚くべき大打撃なりしが如し、彼はこの十年の乖離によりて、殆んど當時の學者間に自存する權利を失へぬ、彼亦自ら記して、この間新渡の書を読まずといふ、豈に唯新渡の書のみならんや、彼は有ゆる學問に遠ざかれり、故に赦されて江戸に歸へるや、勢ひ軍學を以て世に立たざるを得ざりしなり、

九 素行の事歴 其三

寛文六年、素行、聖教要録を公刊せし歳、突如として奇禍はその身にふりかけり、配所殘筆にいふ

寛文六年壬午十月三日未上刻北條安房守殿より手紙被差越候

切紙自筆

可相尋御用之事候間、早々私宅迄可被參候以上

十月三日

北條安房守

山鹿甚五左衛門殿

切紙之御答

御手紙被成下謹而奉拜見候御尋可被成御用之儀御座候間、早々貴宅迄參上可仕候旨、畏奉存候、追付參上可仕候、以上

十月三日

山鹿甚五左衛門

房州様

山鹿素行傳

如斯相認遺候、夕料理未被下候故、食事心快認候而行水仕、定而只事にて有之間敷存、乍立遺書相調殘置候、尤死罪被仰付候はば公儀へ一通差上可相果、是又相認令懐中候、此外五六ヶ所へ小翰相調、熊と老母方へ不申遣、宗三寺へ參詣仕、下人成程はぶき、若黨兩人召連、馬上にて房州公へ參候、四日には津輕へ可被召寄兼約御座候へるを、津輕殿門前にて存出し、明日參上仕間敷候由使を寄申候て、北條殿へ參候、門前に人馬多相見へ候、只今何方へか打立ん様子に御座候、此體拙者若不參候は、則拙宅へ押寄御踏つぶし可有之様子と相見へ申候、私事は刀を下人に渡、座敷へ上り申候て、笑ながら申候者、如何様之事候哉、御門前殊外人多御座候由申候て、奥へ通り候、暫候而北條殿被出候て逢申候、北條殿被申候者、不入書物作り候故淺野内匠頭所へ御預被成候、是より直に彼地へ可參候間、何にても宿へ用向にても候は、可申遣と別而念頭に被申候、福島傳兵衛親を持て拙者傍へ參、申遣度事は傳兵衛可申次候由申候間、私北條殿へ向申候は、忝奉存候、乍然常々家を出候より跡に心に殘候事は無之様に勤罷在候間、書置可申候事も無御座候由申候、

其内に島田藤十郎殿御出候間、北條殿も御列座にて、私被召出候間、脇指をぬき罷出候へ者、北條殿島田殿互に御式臺にて、北條殿被仰渡候は、其方事不届成書物仕候間、淺野内匠頭へ御預被成候旨、御老中被仰渡候由に候、私事申上候者、先以御意之趣畏奉存候、乍然對御公儀様不届成義者、右之書物之内何之所にて御座候哉、承度義存候と申上候得ば、房州御事藤十郎殿へ御迎にて、甚五左衛門申譯も可有之候得共、如斯被仰付候上は、不及申譯候御事と御申候、私申上候者は、御意の上はとかくも可申様無之由申罷立候、御步行目付衆兩人居被申候て、内匠頭家來御呼被仰渡候に、御步行目付衆さはがしく被申候故、私笑申候て一禮仕罷立候、此時分作法無殘處由、右内匠頭之者共其晚時申候

これその實録なり、但し彼の街氣は、往々讀む者をして不快の感に堪へざらしむ、笑ながら申候といふも、笑申候て一禮仕罷出候といふも、共に無用の言爲ならずや、唯彼はかくせでは氣の濟まぬ男なり、又これを書き記さでは氣の濟まぬ男なり、囂強は喜ぶべきも、その氣局の小なりしこと知るべし

素行の貶謫は一種の疑問なり、彼の剛強、奢侈、異學は、共に嫌疑を避け禍害に違ざる所以にあらずと雖も、その罪咎の眞因は何れの地に存せしや、今に到つて分明ならず、その申渡には不届成書物を刊行せしに因るとあれど、これ恐らく最近の動機に過ぎざらん、由來徳川時代の爲政者が、政治上の犯罪者として、その政府が直ちに裁斷する種類の犯罪は

其罪因凡て不明白なり

大久保忠隣といひ、本多上野介といひ、由井正雪といひ、表面概ね何等かの名目の下に之を所罰すと雖も、その眞の罪狀は却つて申渡の上に具備せず、これ實に徳川氏世々の法例なり、素行の如きも亦罪狀不明者の一人なり、或ものは學說の異同を以て、保科正之の中つる所となれりといふも、恐らくは非ならんか、當時古學の見地より、宋儒の學說を誣誹せしもの、素行を併せて二人あり而して素行獨り奇禍に罹り、仁齋はこれを免る、故に素行の罪因を究めんには、先づこの一事を決せざるべからず、朱子學は幕府の官學なり、故に幕府の儒臣

を祿する、前後皆これを朱子學派の人物に取れり、羅山これが先となり、順菴、白石、鳩巢より、寒泉、栗山、二州、精里、一齋に到るまで、一人として

濂俗の學を奉ずるにあらざるなし

然れども單に學說の異同を以て、異學者を追害せしことあらず、寛政異學の禁の斷行者たる白河樂翁公、其著修身錄に論して曰く

學問と申すは善事をなし、惡事を爲さぬと云ふのみに候、これを打捨て天道天性の廣遠を説き、又は經濟と稱し、細末の文章を唐ぐさく爲すことをのみ好むは大なる誤也、但し書を讀みて、人情時勢を知り、偕て其文字を離れてぬけ出る様に働かねば、役に立たず候、凡そ政事の趣は理を離れねばならぬ事に候まゝ、聖人も權といふ事も候、又學文の流義は何にてもよく候、馬鹿のせんさくはすべからざる事也、朱子の流を掬むものは、偏屈に陥り理が過ぎ申候、徂徠の學は、文過ぎて情弱に候、又何の流義にもいろくあるが宜しき事にて候が、平一面に學文のみ致させ候ては却て宜しからず候、其志あ

るものをば勵まし、嫌ひ候者は、打捨て、かの唐ぐさくなり候ては、武家の
録先ぬるくなり候と本多彈正殿も申され候、

これによれば樂翁公の異學の禁は、決して

學派上よりの憎悪にあらざるを知るべし

彼は所謂五鬼の徒の、行檢を廢し類放に陥り、動もすれば處士橫議の弊を開く
を惡む、故に寧ろ曲謹にして類放ならず、禮敬を主として拘束に過ぐる、朱子
派の徒に取り、これを以て當代の學風を戒飭せんと試みしならん、保科侯は樂
翁公の平生私淑せし所の徳川氏初代の有數なる人物なり、故に彼が己の宗とせ
る朱學を誣誹せし故を以て、罪咎を素行に加へしといふ説の如きは、殆んど迂
儒不通の論なり、保科侯豈に此の如き人物ならんや、若し侯をしてかゝる理由
を以て、素行を貶謫せしとなせば、伊藤仁齋、那波木菴の徒、亦同じく侯によ
りて罪譴を被らざるべからず、而して二子は晏然たるも、素行一人この奇禍を
買ひしといふこと、最もよく素行罪因のよる所を明示す、彼は少くもその當時

に於て

爲政者を危懼せしむる危険の人物と做されたり

殿中日記に記して、十月三日、山鹿甚五左衛門と申浪人軍法者にて、聖教要録
と號す作書籍出之雖説□聖字道、其行跡奢在之て、不届有之候に付、今日北條
安房守宅所へ、右之浪人招之、先主淺野内匠頭へ御預之旨、被仰渡之、御目付
島田藤十郎出座也といへる、以て當時の物情を知るに足らん、又土津靈神錄に
は明に之を記して云ふ

一十月三日、置造言者山鹿甚五左衛門於播州赤穂、前是靈神謂老中曰、當世
有造言者、是惑世誣民之賊也、可嚴禁之、老中領之
これ千とせのまつに記して

寛文六年冬、江戸に罷在候會津先封之浪人、山鹿甚五左衛門と申者、言を巧
みにし、人の迷と相成候者に付、嚴敷押込致置可然由、御老中迄中將様被仰
述候に付、播州赤穂城主淺野内匠頭殿へ御預被仰付候

といふと同一出處に本づくならん、即ち素行は爲政者よりして、造言世を惑はし民を誣ゆるものとされ、又奢侈にして不届の行爲ありとなされたり、これ過半爲政者の誤解と雖も、

この誤解を招致したるは又素行の罪たり

彼の行爲は、實にかゝる誤解を招くべき跡あるに似たり、彼が晩年の著述を見よ、老境退休、思慮純熟して、理應に謙和恬退の人たるべきなり、然もその鋒銳露脱して忌まず、言詞怒張、常に自ら雄とし、滿腹雌黃の氣、これを快に披瀝せずんば止まざるなり、况や其壯時圭角未だ全く磨せざる時をや、幕府が目して、如何様なる儀可仕も知れざる曲者愚果小説となせる、決して怪むを要せず、且つ彼はその富饒にまかせ、妻妾僕従の盛を以て世俗に矜誇せし如し、先哲叢談に記して、妻妾の奉、奴僕の仕、五六千石の者と雖も、これと其儲藏費用を抗する能はずといへる、又某書に記して、門の構分限不相應の故に此の咎を得たりといへる、共に身分不相應なる奢侈に耽りし證左となすことを得

奢侈は徳川氏の故法これを蛇蝎の如く忌めり

故に士人より庶民にいたり、身分不相應なる奢侈の故に、咎を得たるもの數ふるに遑あらず、彼はこの一事の失を以てして、尙其終を全うし得ざるなり、況んや更に其言爲の不謹慎なるをや、此の如くにして彼は遂に遷謫の罪人となれり
素行の配所にあるや、その淺野氏に舊あるを以て、君臣の優遇を受けたり、然も彼自身亦頗ぶる戒飭に勉めし如く、自ら病中之外雖一日朝寢不仕、不作法なる體を不仕候といへり、彼この地にあるもの十年、延寶三年六月十五日を以て、赦されて江戸に還へる